

## 質疑回答事項通知書

業者各位

平成30年4月13日～平成30年4月17日入札執行の予定である  
「羽曳野市防災行政無線(同報系)デジタル化整備工事」の  
仕様について質疑がありましたので、下記のとおり通知いたします。

## 質疑事項

No.	質疑事項	回答
1	I.電気通信工事についての事項の2.入札に参加する者に必要な資格(7)の施工実績要件に、「本案件同様の防災行政デジタル無線60MHz同報系の整備工事を・・・」との記載がありますが、「同報系」ではなく「衛星系」や「移動系」の施工実績でも同種工事に含まれるでしょうか。	含まない。
2	発注仕様書:p2 第1章 総則 第6節 施設の概要 1.親局設備 補助事業の財産処分制限から基本は既設親卓を利用できるよう改修又は流用し上記機能を実現することとし、機能実現のために別設備を設けることは妨げないこととする。 既設親卓の改修又は流用はメーカー特定の仕様となります。 「機能実現のために別設備を設けることは妨げないこととする。」とあるため別途操作卓を設置することは問題ないでしょうか？ 公平な入札のため別途操作卓を設置することも可としていただけますようお願いいたします。	機能実現のため別操作卓を設置することは可とするが、補助事業の財産処分制限から既設親卓の利用も行うものとする。
3	発注仕様書:p2 第1章 総則 第7節 工事設計の認証 特定無線設備のうち、屋外拡声子局については、電波法第38条の24第1項に基づく「工事設計の認証」を受けているものとする。 <中略> 上記を証明するため、当該証明書又は、認証書の写しを提出することとする。 1Wを超える無線出力の屋外拡声子局については工事設計の認証ではなく技適となります。問題ございませんでしょうか。	可とする。
4	発注仕様書:p10 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1.親局設備の仕様 また、以下操作卓等については改修または増強すること。 既設操作卓の改修・増強は特定メーカーの仕様となります。 公平な入札を行うため別途操作卓を設置し、既設機能からの機能増強を図ることすることも可としていただけますようお願いいたします。	機能実現のため別操作卓を設置することは可とするが、補助事業の財産処分制限から既設親卓の利用も行うものとする。
5	発注仕様書:p10 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1.親局設備の仕様(2) 入力インタフェース部 (ア)操作機能② 画面上で、以下の表示及び検索ができるようにすること。 ・放送種別表示 ・システム稼働状況表示 ・施設一覧表示 ・回線使用状況表示 ・自動プログラム設定表示 特定メーカーの仕様になります。 公平な入札を行うために操作卓画面での検索機能と施設一覧表示機能を具備しないことも可としていただけますようお願いいたします。	運用に支障のない場合可とする。
6	発注仕様書:p10 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1.親局設備の仕様(2) 入出力インタフェース部 (ア)操作機能④ 呼出前操作において、未操作状態が一定以上継続した場合は、自動的に操作を中断して初期状態に戻るようにすること。ただし、検出時間の設定変更を可能とすること。 特定メーカーの仕様になります。 公平な入札を行うために呼出前操作の自動中断機能を具備しないことも可としていただけますようお願いいたします。	仕様書通りとする。
7	発注仕様書:p11 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1.親局設備の仕様(2) 入出力インタフェース部 (イ)構造⑧ 補助操作部は、システムの主要な稼働状況をLED表示すると共に、操作画面に表示される主要操作キーを二重化して設置し、多目的に使用できるタッチパネルスイッチを50個以上備えつけようとする。 特定メーカーの仕様となっております。 弊社では操作卓を構成する補助操作部は、メイン操作部(タッチパネルモニター)故障時などでも使えるように、より堅牢なハードスイッチを採用しております。 また、複雑な操作を避けるためのワンタッチスイッチですので最大30個としており、多目的な使用はメイン操作部で行うことを想定しております。 公平な入札を行うために、弊社仕様でも可としていただきたくお願いいたします。	ハードスイッチでも可とするが、冗長化を図るため、それぞれ50個以上のスイッチを設けること。
8	発注仕様書:p11 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1.親局設備の仕様(3) 選択呼出制御部 (ウ) 緊急一括通報は緊急スイッチの操作により他のスイッチに関係なく即時(1動作)に緊急一括通報ができるようにすること。 特定メーカーの仕様となっております。 弊社では、緊急スイッチ1動作による誤報や誤操作を避けるため、緊急一括通報は、ボタン押下後、確認ボタン押下の2動作挙動としております。 公平な入札を行うために、弊社標準仕様でも可としていただきたくお願いいたします。	仕様書の通りとする。

9	<p>発注仕様書:p.11 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1. 親局設備の仕様 (5) 連絡通話部 アンサーバック付屋外拡声子局との連絡通話ができるようにすること。また、連絡通話は以下の通信ができるようにすること。</p> <p>(ア) 操作卓・屋外拡声子局間の複信通話 (イ) 屋外拡声子局同士の複信通話 (ウ) 拡声放送中の連絡通話 (エ) 操作卓から放送が必要になった場合は、屋外拡声子局からの連絡通信を強制切断 (オ) 連絡通話装置の内線通話</p> <p>(イ) 屋外拡声子局同士の連絡通話機能は特定メーカーの仕様となっております。 弊社過去納入実績において運用で子局同士の通話を行うケースは無く、弊社では機能を設けておりません。 多機能化することにより子局装置構成が複雑になり障害発生率が高くなる恐れがあります。 公平な入札を行うために、仕様削除をお願いいたします。</p>	仕様書の通りとする。
10	<p>発注仕様書:p.12 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1. 親局設備の仕様 (13) 地図表示部</p> <p>(ア) 電子地図を採用し、任意の値で拡大/縮小及びスクロール表示ができ、地図上の表示画面をそのまま印刷できること。 (イ) 地図の表示は一目で分かるように、該当市町村及びそれぞれの行政区毎に色を変えて表示すること。 (ウ) 表示する地図は、概要地図、主要道路や鉄道、ランドマーク等の表示以外に白地図や文字表示を選べること。 また、隣接市町村の地図表示もできること。 (エ) 住所検索機能を有すること &lt;中略&gt; (カ) 子局の追加や移設は発注者にて容易にできること。 &lt;中略&gt; (ク) 屋外拡声子局の各スピーカの音達方向、音達エリアが表示できること。 (コ) 操作卓の23インチLCDでも地図表示させることができること。 &lt;中略&gt; (ク) その他、発注者が必要とする表示ができること。 (ア)～(コ)の仕様について、特定メーカーの仕様となっております。 公平な入札を行うために、弊社標準仕様でも可とさせていただきたくお願いいたします。</p>	仕様書の通りとする。
11	<p>発注仕様書:p.14 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1. 親局設備の仕様 (15) 電話自動応答装置</p> <p>(オ) チャンネル(回線)毎に放送地区を割り当て、案内する放送内容をチャンネル毎に編集できるようにすること。 (カ) 放送内容案内の前後に、ガイダンス(冒頭ガイダンス・終了ガイダンス)を発声することができるよう。ガイダンスの内容は、回線毎に設定可能であり、操作卓からのテキスト入力により、事由に編集できるようにすること。 (キ) 放送中の無音(無操作)をカットして案内できるようにすること。 (ク) 無線放送とは異なる話者(男・女)および速度で再生して、電話応答に的確な音声を送達できるようにすること。 (ケ)～特定番号のダイヤル操作により、各ダイヤル操作の説明を聞くことができるようにすること。 (コ)蓄積した放送内容に対して、操作卓より以下の操作ができるようにすること。 ・一覧より尚早内容を表示および視聴できること。 ・再生する放送内容を追加・削除できること。 ・放送内容毎に、有効期限を変更(延長・短縮)できること。 (セ) 案内する放送内容の再生順序を、放送時刻の近い順または重要度順(緊急放送&gt;通常放送)を設定により変更できるようにすること。 特定メーカーの仕様となっております。 弊社標準機器では(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(セ)の仕様を具備しておりませんが過去納入実績から運用上支障もなくクレーム等も一切ございません。 公平な入札を行うために、弊社標準仕様でも可とさせていただきたくお願いいたします。</p>	可とする。 ただし、(ア)～(ウ)の項目は具備すること。
12	<p>発注仕様書:p.18 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1. 親局設備の仕様 (28) デジタル無線送受信装置 オ. 操作表示部(タッチ操作機能付 5インチ以上液晶表示画面)を装備し、操作卓等の故障の際には本装置より屋外子局設備との連絡通話や緊急一括、一括、グループ、個別等の放送を行うことができること。 特定メーカーの仕様となっております。 弊社標準機器では各機能を具備しておりません。 公平な入札を行うために、弊社標準仕様でも可とさせていただきたくお願いいたします。</p>	外部機器等を接続することにより、運用に支障がない場合は可とする。
13	<p>発注仕様書:p.18 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1. 親局設備の仕様 (28) デジタル無線送受信装置 コ. 本装置にてチャイム、サイレンパターン等にも対応できること。 特定メーカーの仕様となっております。 弊社標準機器では各機能を具備しておりません。 公平な入札を行うために、弊社標準仕様でも可とさせていただきたくお願いいたします。</p>	外部機器等を接続することにより、運用に支障がない場合は可とする。
14	<p>発注仕様書:p.18 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1. 親局設備の仕様 (28) デジタル無線送受信装置 ス. 操作タッチパネルより、最大100グループ以上のグループ放送ができること。なお、1グループあたりの呼出しID登録数は60までとする。また、全てのグループで60ID登録された場合は、10グループまで登録可能とし、1グループあたりの呼出しID登録数が少ない場合は、登録できる最大グループ数を増やすことができること。 特定メーカーの仕様となっております。 弊社標準機器では各機能を具備しておりません。 公平な入札を行うために、弊社標準仕様でも可とさせていただきたくお願いいたします。</p>	外部機器等を接続することにより、運用に支障がない場合は可とする。
15	<p>発注仕様書:p.19 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 1. 親局設備の仕様 (33) 戸別受信機(モニター用) セ. 自動チャンネル切替機能を有し、非常時などの周波数エリアが変わった場合においても電源たちが下直しにより、最適なチャンネルに自動で切り替わること。 特定メーカーの仕様となっております。 弊社標準機器では本機能を具備しておりません。 公平な入札を行うために、弊社標準仕様でも可とさせていただきたくお願いいたします。</p>	可とする。

16	<p>発注仕様書p.19 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 2. 遠隔制御装置 (1) 遠隔制御装置(高機能型) ウ. 緊急時においては、災害対策室等に持ち運びができ、音声通報を含む全ての操作卓の機能を本装置内に内蔵し操作できること。 特定メーカーの仕様となっております。 持ち運び可能な遠隔制御装置は操作卓機能を全て具備しておりません。 公平な入札を行うために、弊社標準仕様でも可としていただきたくお願いいたします。</p>	運用に支障のない場合可とする。
17	<p>発注仕様書:@p.20 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 2. 遠隔制御装置 (1) 遠隔制御装置(高機能型) オ. 地図表示部の機能を全て満たすこと。 遠隔制御装置に地図表示盤機能を持たせることは特定メーカーの仕様となっております。 遠隔制御装置に地図表示盤を接続することで対応することをお認め願います。</p>	運用に支障のない場合可とする。
18	<p>発注仕様書p.20 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 2. 遠隔制御装置 (1) 遠隔制御装置(高機能型) カ. 通常運用時は、操作画面と地図画面から構成される2画面システム(1マウス操作)とし、災害対策室等へ持ち運び時の運用は、操作画面のみで構成される1画面システムとする。 ただし、画面切替により、地図画面の閲覧・操作も行えること。 機器構成から限定的となっており、特定メーカーの仕様となっております。 公平な入札を行うために、仕様削除をお願いいたします。</p>	運用に支障のない場合可とする。
19	<p>発注仕様書p.20 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 2. 遠隔制御装置 (1) 遠隔制御装置(高機能型) ク. 職員の業務負担や、ランニングコストの軽減を考慮して、屋外拡声子局および戸別受信機のグループ、戸別等の選局番号書換えが無線回線を介して容易にできること。 書き換えたデータはシステム共有ができ、操作卓側のデータにも反映できること。 遠隔制御装置からの無線回線経由の設定書換えは特定メーカーの仕様となっております。 公平な入札を行うために、仕様削除をお願いいたします。</p>	運用に支障のない場合可とする。
20	<p>発注仕様書p.20 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 4. 屋外拡声子局設備 (1) 屋外拡声子局装置(アンサーバック付子局) ア. ～ 降雨時の操作や保守点検を考慮したポリカーボネートカバー付きの振動に強い装置であること。 特定メーカーの仕様となっております。 公平な入札を行うために、仕様削除をお願いいたします。</p>	基本は、ポリカーボネートカバーとする。 ただし、同等以上の性能を有するものは可とする。
21	<p>発注仕様書p.20 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 4. 屋外拡声子局設備 (1) 屋外拡声子局装置(アンサーバック付子局) ウ. 切替操作により本装置内蔵のモニタスピーカから放送内容を出力できること。 モニタスピーカへ出力する場合は、拡声スピーカへは出力されないこと。 特定メーカーの仕様となっております。 本機能は、整備時や保守時に納入業者側にメリットはありますが、実運用のメリットは低いものと考えられます。 公平な入札を行うために、仕様削除をお願いいたします。 保守時にはスピーカ線接続をはずすことでスピーカから出力しないことが可能です。</p>	仕様書の通りとする。
22	<p>発注仕様書p.20 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 4. 屋外拡声子局設備 (1) 屋外拡声子局装置(アンサーバック付子局) エ. ～子局内蔵の音声合成データ放送、上り、下り電子チャイム音および手動によるサイレン音の送出が簡便にできること。 子局内蔵の音声合成データ放送とはどのような運用を想定されていますでしょうか？ 子局側で音声合成エンジンを搭載することを想定されているのであれば、特定メーカーの仕様となっております。 同報無線システムは、親局からサイレン音やチャイム音を含む音声が発送されることが特長のシステムとなっております。(そのために専用のコーデックを搭載しています。) 子局側で音声合成を行う場合、読み間違いや誤ったイントネーションによる読み上げ等により正しく情報が伝達されないリスクがあるものと考えられます。 公平な入札および正確な情報伝達の観点から、仕様削除をお願いいたします。</p>	可とする。
23	<p>発注仕様書p.20 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 4. 屋外拡声子局設備 (1) 屋外拡声子局装置(アンサーバック付子局) サ. 親局設備からの操作により、無線回線を介してスピーカ毎に16段階以上の音量調整ができること。 特定メーカーの仕様となっております。 弊社過去実績から音量を16段階以上の音量調整をする必要がなく不要な機能と思われる。 また子局を高機能とすることで、装置構成が複雑になり障害発生率が高くなり、修繕時の費用も高額になるため弊社では機能を絞っております。 公平な入札を行うために、音量調整は6段階でも可としていただきたくお願いいたします。</p>	仕様書の通りとする。
24	<p>発注仕様書p.21 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 4. 屋外拡声子局設備 (3) 外部接続箱(アンサーバック付子局用) ウ. 連絡通話用電話機で親局設備及び他の屋外拡声子局設備と複信通話ができること。 また、拡声放送中でも親局設備との複信通話が可能(1回線)なこと。 なお、呼出し先については連絡通話用電話機から任意に30選択以上できること。 特定メーカーの仕様となっております。 弊社過去納入実績において運用で子局同士の通話を行うケースが無く弊社では屋外拡声子局設備同士の通話機能を設けておりません。 また子局を高機能とすることで、装置構成が複雑になり障害発生率が高くなり、修繕時の費用も高額になるため弊社では機能を絞っております。 公平な入札を行うために、仕様削除をお願いいたします。</p>	仕様書の通りとする。
25	<p>発注仕様書p.21 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 4. 屋外拡声子局設備 (3) 外部接続箱(アンサーバック付子局用) カ. 音達試験機能 スピーカの設置時もしくは交換時においてスピーカの調整を行うための固定メッセージを有し、試験スイッチの操作により、固定メッセージが出力できること。 特定メーカーの仕様となっております。 本機能は、整備時や保守時に納入業者側にメリットはありますが、実運用のメリットは低いものと考えられます。 高機能とすることで、装置構成が複雑になり障害発生率が高くなり、修繕時の費用も高額になるため弊社では機能を絞っております。 試験放送はハンドマイクにより、自局放送可能ですので 公平な入札を行うために、仕様削除をお願いいたします。</p>	可とする。

26	<p>発注仕様書p.21 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 4. 屋外拡声子局設備 (3) 外部接続箱(アンサーバック付子局用) ク。  連絡通話用ハンドセットから下記操作が行えることで、操作の簡略化が図れること  (ア)～(ク)  特定メーカーの仕様となっております。  高性能とすることで、装置構成が複雑になり障害発生率が高くなり、修繕時の費用も高額になるため弊社では機能を絞っております。  公平な入札を行うために、仕様削除をお願いいたします。</p>	運用に支障のない場合可とする。
27	<p>発注仕様書p.24 第3章 機能仕様 第1節 同報系システム 5. 戸別受信機設備 (3) 文字表示装置  ア. 形状や色は戸別受信機と同一とすること。  &lt;中略&gt;  オ. 30件以上の文字情報(日付、受信時間、メッセージ)を蓄積できること  &lt;中略&gt;  ク. 商用電源の停電時は内蔵乾電池に自動的に切り替わり、電文表示:待機の比が5:55の仕様条件で単Ⅱ型乾電池4本搭載時には本体で72時間以上連続して使用できること。とありますが  特定メーカーの仕様となっております。  弊社標準機器は  ア. 文字戸別一体型となります。  オ. 文字情報の蓄積は10件までとなります。  ク. 戸別受信機本体と電池は共用となるため、停電補償時間も異なります。  公平な入札を行うために、弊社標準仕様も可としていただきたくお願いいたします。</p>	運用に支障のない場合可とする。
28	<p>発注仕様書 P1 第1章 第4節 工期の範囲  年度ごとに屋外拡声子局、戸別受信機の整備の数が決められていますが、前倒しても宜しいでしょうか。</p>	本契約後に別途協議する。
29	<p>発注仕様書 P2 第1章 第6節 1. 親局設備  「～なお、補助事業の財産処分制限から基本は既設親卓を利用できるよう改修又は流用上記機能を実現することとし、機能実現のため別設備を設けることは妨げないこととする。」と記載がありますが、要求される機能について「既設親卓」で現在実現されている機能は「既設親卓」ですべて実現しなければならないのでしょうか。  一部機能の継続でもお認め頂けるでしょうか。</p>	機能実現のため別操作卓を設置することは可とするが、補助事業の財産処分制限から既設親卓の利用も行うものとする。
30	<p>発注仕様書 P2 第1章 第6節 1. 親局設備  「～なお、補助事業の財産処分制限から基本は既設親卓を利用できるよう改修又は流用上記機能を実現することとし、機能実現のため別設備を設けることは妨げないこととする。」と記載がありますが、要求される機能が「既設親卓」と「別設備」で実現する場合、「既設親卓」で最低限行える必要な機能をお教えてください。  例:緊急一括放送のみ「既設親卓」、その他すべての機能を「別設備」</p>	機能実現のため別操作卓を設置することは可とするが、補助事業の財産処分制限から既設親卓の利用も行うものとする。
31	<p>発注仕様書 P2 第1章 第6節 1. 親局設備  「～なお、補助事業の財産処分制限から基本は既設親卓を利用できるよう改修又は流用上記機能を実現することとし、機能実現のため別設備を設けることは妨げないこととする。」と記載がありますが、全ての機能が「別設備」で実現できる場合、既設親卓の機能として必須とされる機能はございますでしょうか。</p>	機能実現のため別操作卓を設置することは可とするが、補助事業の財産処分制限から既設親卓の利用も行うものとする。
32	<p>発注仕様書 P2 第1章 第6節 1. 親局設備  「～なお、補助事業の財産処分制限から基本は既設親卓を利用できるよう改修又は流用上記機能を実現することとし、機能実現のため別設備を設けることは妨げないこととする。」と記載がありますが、既設親卓内の一部機器を「別設備」に取り込むことで「既設親卓の改修」とお認め頂けますでしょうか。</p>	機能実現のため別操作卓を設置することは可とするが、補助事業の財産処分制限から既設親卓の利用も行うものとする。 既設親卓の撤去は認めない。
33	<p>発注仕様書 P2 第1章 第6節 1. 親局設備  「～なお、補助事業の財産処分制限から基本は既設親卓を利用できるよう改修又は流用上記機能を実現することとし、～」と記載がありますが、補助事業の財産処分制限の期間はいつまでか教えてください。</p>	平成34年3月末です。
34	<p>発注仕様書 P17 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (27) ウ。  「災害状況に応じ、職員参集メールを設定し配信できること。」と記載がありますが、現状も職員参集メールを運用されていますでしょうか。  運用されている場合、どのような仕組みで行われているか教えてください。  例1: ASPサービスを利用して運用。  例2: 庁舎内に配信用サーバを設置して運用。</p>	運用していない。
35	<p>発注仕様書 全般  仕様書全般にわたり、特定メーカー仕様の記載と判断できる文面が散見されます。  特定メーカー固有の仕様で、かつ貴市の運用に不要なものも含まれるのではと想定されます。  特定メーカー仕様としないためにも、貴市の運用に差支えないことを前提として、60MHz帯の電波を使用する市町村デジタル防災無線通信を行う固定局無線設備についての規定である「ARIB STD-T86」に準拠した機能を持つシステムを採用し、詳細機能に関しては受注後の協議にて決定させて頂く点を承認頂ますでしょうか。</p>	回答書で認めた内容以外は仕様書通りとする。
36	<p>発注仕様書 全般  仕様書全般にわたり、特定メーカー仕様の記載と判断できる文面が散見されます。  貴市として運用上必要な仕様がございましたら具体的に仕様書上のどの箇所か教えてください。</p>	回答書で認めた内容以外は仕様書通りとする。
37	<p>発注仕様書 全般  本整備にあたり、施工管理業者は付きますでしょうか。</p>	施工監理業務を委託する予定である。

38	発注仕様書 全般 本整備にあたり、電波測定を行う必要はありますでしょうか。	新設回線の電波伝搬調査及び回線設計は実施済みであるが、事業者が必要に応じて行う電波伝搬調査や回線設計の費用は本事業費に含むものとする。
39	発注仕様書 全般 アスベスト調査を実施し、発見された場合の除去作業は設計変更対象でしょうか。	工事に含む。
40	発注仕様書 全般 既設空中線柱を撤去すると避雷針がなくなる場所がありますが、問題ないでしょうか。	設計図書の通りとする。
41	発注仕様書 全般 公園に設置する空中線柱は塗装が必要でしょうか。	不要です。
42	発注仕様書 全般 工場検査はどの機器を想定していますでしょうか。	受注者が提出する工場検査要領書に基づき協議を行い決定する。
43	設計図書等1 工事費内訳書 全般 地質調査が工事費内訳書には含まれておりませんが、行う必要はありますでしょうか。	不要です。
44	設計図書等1 工事費内訳書 全般 戸別受信機の撤去が遠隔監視局分しか工事費内訳書に記載されてないのですが、他の場所については戸別受信機、空中線の撤去は不要でしょうか。	必要です。
45	設計図書等1 工事費内訳書 全般 戸別受信機の空中線3素子八木型を設置するため取付金物が工事費内訳書には含まれていないのですが、取付はどう想定していますでしょうか。	本工事に含む。
46	図0-03【屋上】に「発電機 kVA」新設の記載がありますが、特記仕様書P17.25には自家発電設備は既設と記載されています。よって「発電機 kVA」は既設と考えてよろしいでしょうか。また、新設の場合は発電機容量及び基礎等の情報をご教示頂けますでしょうか。	既設流用です。
47	図0-03【3F放送室】に「J-ALERT自動起動装置」の記載がありますが、工事費内訳書(金抜き)に記載がありません。「J-ALERT自動起動装置」は今回工事の対象でしょうか。	対象外です。
48	図0-03【3F放送室】で「J-ALERT自動起動装置」と「J-ALERT受信機」の上に「無停電電源装置」の記載がありますが、工事費内訳書(金抜き)に記載がありません。こちらの「無停電電源装置」は今回工事の対象でしょうか。	対象です。
49	工事費内訳書(金抜き)P15～18に「屋外送受信拡声子局装置」が合計54台記載されていますが、図面集0-01には屋外拡声子局の拠点が53拠点しかございません。どちらの数量が正しいかご教示頂けますでしょうか。	庁舎の自局を含め55台となる。
50	石川浄水場の屋上に空中線柱を設置しますが、防水処理は必要でしょうか。また、防水処理が必要な場合は、処理方法および図面等の資料を開示頂けますでしょうか。	お見込みの通り。また、本契約後、必要な場合は開示する予定です。

51	図H-04 装柱図 壁面取付図にて屋外拡声子局の取付位置はハザードマップに従い、設置位置を上げることと記載されておりますが、設置位置はご指示いただけますでしょうか。	別途指示する。		
52	仕様書6P 第21節 保守管理 1「請負者は設備の緊急性及び重要性を十分に理解し、請負者の負担において当該設備を構成する各機器・装置の障害排除及び復旧に努めること」と記載されております。本仕様は、別途締結する保守契約において24時間オンコール等体制を有する事を求めており、本工事の中に保守義務の実行は含めれない認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。		
53	強度検討に関して 既設建物に装柱の場合、既設建物の図面は用意して頂けるでしょうか。	お見込みの通り。		
54	【内訳書P3】 庁舎外壁アスベスト調査と記載ありますが、調査のみ行うということでよろしいでしょうか。 調査の結果アスベストであった場合、除去に掛かる費用は別途契約でしょうか。	工事に含む。		
55	【図面番号H-01,H-02、工事内訳書P-70】 図面番号H-01,H-02には自立柱の避雷針が無く、工事内訳書P-70には避雷針突針の記載があります。正しくはどちらでしょうか。 また、避雷設備が必要であれば工事内訳書材料費P-33,34に接地銅板も必要ではありませんでしょうか。	必要ありません。		
56	【図面番号F-01,F-02】 既設光成端箱(K-OPT)の記載がありますが、市役所と支所間の光回線は、既設光の空き回線を使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通り。		
	頁	項目	質疑事項	
57	2	第1章 第6節 1.親局設備	「なお、補助事業の財産処分制限から基本は既設親卓を利用できるよう改修又は流用し上記機能を実現することとし、機能実現のため別設備を設けることは妨げないこととする。」とありますが、既設操作卓のタッチパネルおよびハードキーの操作によりデジタル子局への任意の放送が行える必要があると理解すればよろしいでしょうか。	機能実現のため別操作卓を設置することは可とするが、補助事業の財産処分制限から既設親卓の利用も行うものとする。
58	8	第2章 第1節 3.	「主要機器については全て日本国内製造品とすること」とありますが、主要機器とは操作卓、無線送受信装置、屋外拡声子局、戸別受信機が対象となりますでしょうか。	お見込みの通り。
59	10	第3章 第1節 1. (2)入出力インターフェース部 (ア) 操作機能 ②	施設一覧は設置子局の一覧を操作卓画面または地図表示画面で確認することでお認め頂けませんでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
60	10	第3章 第1節 1. (2)入出力インターフェース部 (ア) 操作機能 ⑤	「緊急放送や通常良く使用する放送内容については、ワンタッチボタンに登録し、操作卓初期画面上に配置することで、操作時間の短縮を図ることができるようにすること」とありますが、誤操作の防止および表示項目数を多くするため、ワンタッチ放送ボタンは別画面での表示としてお認め頂けませんでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
61	11	第3章 第1節 1. (2)入出力インターフェース部 (イ) 構造 ⑨	「また、制御部の補助記憶装置は障害発生時には電源断することなくホットスワップ方式により媒体の交換ができるようにすること」とありますが、制御部の補助記憶装置の機能を停止せずに、ハードディスクの交換が行えればよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
62	11	第3章 第1節 1. (3)選択呼出制御部 (ア)	「300グループ・300群以上可能であること」とありますが、合計600グループの運用が行えればよろしいでしょうか。	600グループ以上の運用であれば可とする。
63	11	第3章 第1節 1. (3)選択呼出制御部 (ウ)	「また、緊急リポート機能を備え、リポートボタンを押下すると連続して緊急一括放送ができるようにすること」とありますが、緊急放送の連続線返放送が行えれば操作手順は異なる手順としてもよろしいでしょうか。	運用に支障がなければ可とする。

64	11	第3章 第1節 1. (5)連絡通話部 (イ)	「屋外拡声子局同士の複信通話」とありますが、子局の通話器が納められている外部接続箱は通常施錠された状態のため、着信が分からず子局間の連絡には適しません。また、本機能利用中は他の屋外拡声子局から操作卓への複信通話が行えません。 もし本運用が必要であれば、どちらも子局から市役所操作卓へ情報を上げて頂く手動中継方式でお認め頂けませんかでしょうか。	仕様書の通りとする。
65	11	第3章 第1節 1. (6)サイレンパターン部	「繰り返し回数は99回以上とし」とありますが、30回でもよろしいでしょうか。	可とするが、番組の緊急繰り返しは99回以上とする。
66	12	第3章 第1節 1. (8)自動時刻整正部	「操作卓内部時計をJJY日本標準時による長波受信により自動的に修正」とありますが、電波時計に限らずGPSやFM波による時刻修正でもよろしいでしょうか。	可とする。
67	12	第3章 第1節 1. (9)監視制御部(音声通話路と含む)	「アンサーバック機能を実装した屋外拡声子局の運用状態の監視を行い表示すると共に、結果を電子地図表示盤に表示およびプリンタにて印字ができるようにすること」とありますが、電子地図表示盤には異常局の表示、印字は子局監視画面の項目のみでお認め頂けませんかでしょうか。	仕様書の通りとする。
68	12	第3章 第1節 1. (9)監視制御部(音声通話路と含む) (イ)および(ウ)	屋外拡声子局の「監視項目数:20項目以上」「制御項目数:20項目以上」とありますが、それぞれ監視項目数:8項目、制御項目数:4項目としてお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
69	12	第3章 第1節 1. (9)監視制御部(音声通話路と含む) (オ)	「屋外子局に接続した電話機と親局の電話機及び子局間で複信通信が可能」とありますが、親局と屋外子局間の複信通話状態をモニタすることでお認め頂けませんかでしょうか。	仕様書の通りとする。
70	12	第3章 第1節 1. (13)地図表示部	「地図上のアイコンの操作で局情報を確認できることとし」とありますが、子局の情報は一覧表に集約することでお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
71	12	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (ア)	「任意の値で拡大/縮小及びスクロール表示ができ」とありますが、弊社では放送範囲に応じて自動的に拡大/縮小/移動を行えますので弊社方式でもよろしいでしょうか。 また、地図画面の印刷については、必要時に画面コピーを行えることでお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
72	12	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (ウ)	「表示する地図は、概要地図、主要道路や鉄道、ランドマークなどの表示以外に白地図や文字無表示を選べること。また、隣接市町村の地図表示もできること。」とありますが、協議により必要な表示内容に応じた表示地図の作り込みを行うことでお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。
73	13	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (エ)	「住所検索機能を有すること」とありますが、選択した子局の位置が通報時に自動的に画面に収まる表示を行うことでお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
74	13	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (オ)	①～⑥の内容について「表示色の変更や点滅動作等で子局の状態が把握できること」とありますが、放送の有無、異常の有無が視覚的に判別可能であれば、各社の項目としてもよろしいでしょうか。	可とする。
75	13	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (カ)	「子局の追加や移設は発注者にて容易にできること」とありますが、どちらも子局の工事を伴う内容となるため、工事事業内においてグループ番号等の変更と合せて地図表示の変更を行うことでお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。
76	13	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (キ)	「屋外拡声子局からの通話要求及び動作表示ができること」とありますが、地図画面または操作卓において内容を確認できることでお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。

77	13	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (ク)	「屋外拡声子局の各スピーカーの音達方向、音達エリアが表示できること」とありますが、地図画面上に各々を表示できればよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
78	13	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (ケ)	「地図上またはPC画面において屋外拡声子局を選択することで、以下の子局情報閲覧ができること。」とありますが、保守情報として電子データを提供することでお認め頂けませんかでしょうか。	操作卓内で一元管理できれば可とする。
79	13	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (コ)	「操作卓の23インチLCD上でも地図表示させることができること。」とありますが、通報操作画面との切替え表示でお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
80	13	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (シ)	「地図表示盤にて屋外拡声子局から連絡通話に呼び出し時には、その対象子局を点灯させることができること。」とありますが、操作卓画面にて通話中の子局を確認することでお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。
81	13	第3章 第1節 1. (13)地図表示部 (ス)	「屋外拡声子局のスピーカー出力・方向表示、および障害履歴管理(テキストデータ、画像)ができること」とありますが、スピーカー出力・方向表示は地図への反映、障害履歴管理は保守データを提供することでお認め頂けませんかでしょうか。	操作卓内で一元管理できれば可とする。
82	14	第3章 第1節 1. (15)電話自動応答装置	最低限、(ア)(イ)(ウ)(ケ)(サ)(シ)(ス)(タ)項に対応することでお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。 ただし、(ア)～(ウ)の項目は具備すること。
83	15	第3章 第1節 1. (16)遠方監視制御部 (イ)障害記録	「主要機器の障害記録が日集計、月集計で発生件数、発生日時、発生時刻、機器種別、障害内容、発生原因、対応状況などが確認でき、障害記録集計表の印刷ができるようにすること。」とありますが、障害記録は各機器のログ等で管理でき保守員が取得し解析、復旧対応を行うこととお認め頂けませんかでしょうか。	仕様書通りとする。
84	15	第3章 第1節 1. (16)遠方監視制御部 (ウ)親局監視	「親局の無線部(現用機/予備機)、制御部(現用機/予備機)、電源部(現用機/予備機)及び直流電源装置、発動発電機動作状態等が確認できるようにすること。また、無線部の現用機/予備機の切替制御ができるようにすること。監視ログについても指定日選択により、表示・印刷ができるようにすること」とありますが、無線送受信装置については実装するユニットの監視、監視ログは保守員が取得し解析、復旧対応を行うこととお認め頂けませんかでしょうか。	仕様書通りとする。
85	15	第3章 第1節 1. (16)遠方監視制御部 (エ)子局監視	「また、障害が発生している子局のみの表示に切り替えることができること」とありますが、全体を確認できる対象局の一覧表示でお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。
86	15	第3章 第1節 1. (16)遠方監視制御部 (エ)子局監視	「また、地図選択ボタンにより地図画面に切り替わることで、地図上からも選択が可能なこと」とありますが、子局監視は操作卓画面からとし、子局への通報を地図表示盤の操作により行う機能としてお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
87	15	第3章 第1節 1. (16)遠方監視制御部 (カ)音声通話監視	「無線設備での連絡通話、データ通信の状態が監視でき、音声通話記録(通話日、時刻、呼出元、呼出先、通話時間)及び無線回線状態が確認できるようにすること」とありますが、リアルタイムでの通信内容を操作卓画面上で把握することでお認め頂けませんかでしょうか。	履歴がとれれば可とする。
88	15	第3章 第1節 1. (16)遠方監視制御部 (キ)音声通話録音	「日集計及び月集計による連絡通話の録音件数、未確認件数及び録音時刻、通話相手、録音状態、録音時間等が確認でき、視聴や録音内容による分類設定、コメント入力ができること」とありますが、通話内容を録音し後から内容を確認することでお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。
89	15	第3章 第1節 1. (16)遠方監視制御部 (ク)情報配信通信記録	「登録制メール等の情報配信の運動をおこなった通信記録(タイトル、放送日時、配信メディア、放送結果、結果詳細)が一覧表示で確認できるようにすること。また配信メディアの絞り込み表示も可能なこと」とありますが、一覧表示項目は各社項目を履歴一覧として表示することでお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。



90	15	第3章 第1節 1. (16)遠方監視制御部 (ク)情報配信通信記録	「一覧表示から選択することで通信記録の詳細情報が表示でき、配信内容の編集及び配信操作がおこなえるようにすること」とありますが、配信履歴の詳細情報の表示および再配信を行えることとお認め頂けませんか。	運用に支障のない場合は可とする。
91	16	第3章 第1節 1. (16)遠方監視制御部 (ケ)その他	「屋外拡声子局及び戸別受信機のグループ、個別等の選局番号書き換えが無線回線を介して容易にできるようにすること」とありますが、個別番号は誤って書き換えてしまった場合に通報を受信できなくなる恐れがあることから、無線回線を介したものはグループ番号のみの書き換えでお認め頂けませんか。	可とする。
92	16	第3章 第1節 1. (19)自動プログラム送出装置 ウ. 再通報制御機能	「自動プログラム送出装置による自動放送及びアンサーバック監視の結果、無線回線ノイズや他局からの混信等に起因して、通報監視結果が不成立となった場合は、自動的に当該局に対して再通報制御ができるようにすること」とありますが、無線回線の劣化の場合、再通報を行っても不成立を繰り返し、不要な通信を連続してしまう恐れがあります。そのため、通報時に複数回の呼出を行い精度を上げることでの対応でお認め頂けませんか。	運用に支障のない場合は可とする。
93	16	第3章 第1節 1. (19)自動プログラム送出装置 エ. 一括データ配信機能	「また、放送中の画面においてテキスト配信するシステムごとの配信状況を画面表示できるようにすること」とありますが、テキスト配信を行うシステムでは配信処理が短時間であるため、個別の配信可否を確認することでお認め頂けませんか。	運用に支障のない場合は可とする。
94	17	第3章 第1節 1. (23)双方向通話器	「防災無線操作卓と接続し、親局と子局と連絡できるようにすること」とありますが、本装置と子局の通話器との間での連絡通話を行うこととお認め頂けませんか。	親局と子局・子局と子局間で連絡通話できれば可とする。
95	17	第3章 第1節 1. (27)防災サーバ装置 イ.	「また、各事業者との接続状態に異常が検出された場合に通知できること」とありますが、接続先の仕様により配信時で無ければ異常が確認できない場合は、配信時に異常を把握することでお認め頂けませんか。	本契約後に別途協議する。
96	18	第3章 第1節 1. (28)デジタル無線送受信装置 イ.	「装置に収容されている無線部、制御音声部、高周波増幅部及び電源部はそれぞれ現用・予備の2台を備えており」とありますが、機器の耐久性が確保されていますので、電源部以外の現用・予備構成としてお認め頂けませんか。	運用に支障がなければ可とする。
97	18	第3章 第1節 1. (28)デジタル無線送受信装置 オ.	「操作表示部(タッチ操作機能付5インチ以上液晶表示画面)を装備し、操作卓等の故障の際には本装置より屋外拡声子局設備との連絡通話や緊急一括、一括、グループ、個別等の放送を行うことができること。連絡通話をおこなう際には、メモを取れるようにハンズフリーで通話ができること」とありますが、サイレンやチャイムの放送も可能ですので、ハンドセット型の操作器により緊急一括、一括、グループ、個別の放送を行うこととお認め頂けませんか。	可とする。
98	18	第3章 第1節 1. (28)デジタル無線送受信装置 サ.	「雷サージ対策として端子盤にサージアブソーバーを実装すること」とありますが、雷サージの入力源(アンテナ系および電源系)における耐雷設備での対応でお認め頂けませんか。	仕様書通りとする。
99	18	第3章 第1節 1. (28)デジタル無線送受信装置 ス.	「操作タッチパネルより、最大100グループ以上のグループ放送ができること。なお、1グループあたりの呼出ID登録数は60までとする。また、全てのグループで60ID登録された場合は、10グループまで登録可能とし、1グループあたりの呼出ID登録数が少ない場合は、登録できる最大グループ数を増やすことができること。」とありますが、800グループまで登録可能ですので、ハンドセット型操作器による操作でお認め頂けませんか。	外部機器等を接続することにより、運用に支障がない場合は可とする。
100	18	第3章 第1節 1. (33)戸別受信機(モニター用) イ. およびウ.	最低限、緊急一括放送、一括放送、グループ放送、個別放送に対応していることとお認め頂けませんか。	運用に支障のない場合は可とする。
101	19	第3章 第1節 1. (33)戸別受信機(モニター用) オ.	「BER測定値および電界強度値の同時表示により」とありますが、両方の状態を同時に確認できれば表示と通知音の組み合わせでもよろしいでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。

102	19	第3章 第1節 1. (33) 戸別受信機(モニター用) シ.	「電池残量が少なくなった場合には、放送終了後に音声アラームにより電池交換を知らせること。」「電池残量が少なくなっています。電池を交換してください。」とありますが、案内メッセージの内容は各社の文言でもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
103	19	第3章 第1節 2. (1) 遠隔制御装置(高機能型) イ.	「また、手動サイレンの吹鳴においても、操作卓と同様に、モニタ音声および吹鳴時間の表示により、吹鳴状況を確認しながら吹鳴時間の調整ができること」とありますが、サイレン吹鳴機能は別装置による対応でお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。
104	20	第3章 第1節 2. (1) 遠隔制御装置(高機能型) エ.	「操作卓と同等機能による肉声・音声合成・テキストの番組登録・編集ができること」とありますが、肉声による放送は別装置による対応でお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。
105	20	第3章 第1節 2. (1) 遠隔制御装置(高機能型) オ.	「地図表示部の機能を全て満たすこと」とありますが、最低限、遠隔制御装置からの呼出し局を表示することでお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
106	20	第3章 第1節 2. (1) 遠隔制御装置(高機能型) カ.	「通常運用時は、操作画面と地図画面から構成される2画面システム(1マウス操作)とし、災害対策室等へ持ち運び時の運用は、操作画面のみで構成される1画面システムとする。ただし、画面切替により、地図画面の閲覧・操作も行えること。」とありますが、最低限、災害対策室等への持ち運びが行え、通報機能を確保することでお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。
107	20	第3章 第1節 2. (1) 遠隔制御装置(高機能型) キ.	「屋外拡声子局設備(アンサーバック付)から送信された各種情報を閲覧及び地図画面に表示できること」とありますが、最低限、アンサーバックによる子局監視が行うことでお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
108	20	第3章 第1節 2. (1) 遠隔制御装置(高機能型) ク.	「職員の業務負担やランニングコストの軽減を考慮して、屋外拡声子局及び戸別受信機のグループ、個別等の選局番号書き換えが無線回線を介して容易にできること。書き換えたデータはシステム共有ができ、操作卓側のデータにも映されること。」とありますが、データが反映されても操作卓側で変更内容を確認できなければ、放送可否に係る重要な番号設定の変更に気付かず誤放送に繋がります。 この様な重要な設定変更については、操作卓のみの機能としてお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
109	20	第3章 第1節 4. (1) 屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局) エ.	「本装置へのマイク接続による自局拡声放送および子局内蔵の音声合成データ放送、上り下りの電子チャイム音および手動によるサイレン音の送出が簡便にできること」とありますが、子局内蔵の音声合成データ放送は、親局から放送された音声の再拡声放送を行うことでお認め頂けませんかでしょうか。	可とする。
110	20	第3章 第1節 4. (1) 屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局) カ.	「電圧低下(20V以下)」とありますが、20Vに限らず電圧低下の基準値を設定できればよろしいでしょうか。	可とする。
111	20	第3章 第1節 4. (1) 屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局) キ.	「本装置内蔵のモニタLEDで装置の動作状況や受信状態を簡易表示できること」とありますが、LEDに限らず付属操作器による表示でもよろしいでしょうか。	可とする。
112	20	第3章 第1節 4. (1) 屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局) サ.	「親局設備からの操作により、無線回線を介してスピーカー毎に音量調整機能を有していること」とありますが、子局毎の音量調整機能でお認め頂けませんかでしょうか。	仕様書通りとする。
113	21	第3章 第1節 4. (1) 屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局) シ.	「屋外拡声子局は音声出力検定機能を有し、屋外拡声子局本体のスピーカー出力(アンプ起動)および実際にスピーカー本体から放送が出力されたことを親局設備で確認できること」とありますが、最低限、アンプ起動を確認できることでお認め頂けませんかでしょうか。	仕様書通りとする。
114	21	第3章 第1節 4. (2) イ 親局設備からの呼出し信号に対する自局動作状況の応答機能	最低限、「アンプ起動」「扉開閉」「AC断」「バッテリー電圧低下検出」「無線部異常」の応答を行えることでお認め頂けませんかでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。

115	21	第3章 第1節 4. (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用) ウ.	「連絡通話用電話機で親局設備及び他の屋外拡声子局設備と複信通話ができること」とありますが、最低限、親局設備と複信通話を行えることとお認め頂けませんか。	仕様書の通りとする。
116	21	第3章 第1節 4. (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用) エ.	「連絡通話用電話機は、ケーブル延長することで容易に屋内に設置できること」とありますが、本事業では、学校等指定施設において図面の通りに屋内に設置するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
117	21	第3章 第1節 4. (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用) カ.音達試験機能	「スピーカーの設置時もしくは交換時においてスピーカーの調整を行うための固定メッセージを有し、試験スイッチの操作により、固定メッセージを出力できること」とありますが、親局からの試験放送を録音し、再度拡声放送することとお認め頂けませんか。	運用に支障のない範囲であれば可とする。
118	21	第3章 第1節 4. (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用) キ.	「水没対策として外部接続箱が水没した場合、屋外拡声子局から電氣的に切り離しできること」とありますが、水没時でも内蔵蓄電池により屋外拡声子局からの放送が継続できればよろしいでしょうか。	機器の保護を目的としているため、支障がなければ可とする。
119	22	第3章 第1節 4. (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用) ク. (イ)局地放送 ⑤	「コールサイン起動」とありますが、コールサインは市役所からの放送を示すものとなるため、必要時に自治会など所属を肉声で放送して頂くこととお認め頂けませんか。	運用に支障のない場合は可とする。
120	22	第3章 第1節 4. (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用) ク. (オ)状態表示 ③	「使用スロット表示」とありますが、通話状態、放送状態をモニタできればよろしいでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
121	22	第3章 第1節 4. (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用) ク. (カ)設定変更	最低限、「ID書き換え」が行えることとお認め頂けませんか。	最低限①②は実現すること。
122	23	第3章 第1節 5. (1)戸別受信機 イ.およびウ.	最低限、緊急一括放送、一括放送、グループ放送、個別放送に対応していることとお認め頂けませんか。	運用に支障のない場合は可とする。
123	23	第3章 第1節 5. (1)戸別受信機 シ.	「電池残量が少なくなった場合には、放送終了後に音声アラームにより電池交換を知らせること。」「電池残量が少なくなっています。電池を交換してください。」とありますが、案内メッセージの内容は各社の文言でもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
124	24	第3章 第1節 5. (3)文字表示装置 ア.	「形状や色は戸別受信機と同一とすること」とありますが、可搬可能であれば同一でなくてもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
125	24	第3章 第1節 5. (3)文字表示装置 ウ.	「最大漢字100文字(半角文字200文字)を一括1画面にて表示すること」とありますが、視認性を考慮した文字サイズとしておりますので、スクロールによる全体表示でお認め頂けませんか。	可とする。
126	24	第3章 第1節 5. (3)文字表示装置 オ.	「30件以上の文字情報(日付、受信時間、メッセージ)を蓄積できること」とありますが、20件でお認め頂けませんか。	運用に支障がなければ可とする。
127	24	第3章 第1節 5. (3)文字表示装置 キ.	「夜間でも見やすいように液晶表示部にはバックライトが装備されていること」とありますが、表示部に十分な輝度を確保することでもよろしいでしょうか。	可とする。

128	24	第3章 第1節 5. (3)文字表示装置 ク.	「商用電源の停電時は内蔵乾電池に自動的に切り替わり、電文表示:待機の比が5:55の使用条件で、単Ⅱ型乾電池4本搭載時には本機本体で、72時間以上連続して使用できること」とありますが、弊社の装置では内蔵乾電池では72時間確保することができませんので、所要時間分の乾電池を配備することでお認め頂けませんか。	可とする。
129	27	第4章 第1節 1. (2)入出力インターフェース部 (イ) COMボード部 ①LED表示項目	記載名称および記載内容は各社の項目としてお認め頂けませんか。	運用に支障がなければ可とする。
130	28	第4章 第1節 1. (4)音声調整制御部 (ア)および (イ)	「音声入力回路:5回路以上」「音声出力回路:5回路以上」とありますが、各々3回路以上でお認め頂けませんか。	仕様書通りとする。
131	28	第4章 第1節 1. (5)連絡通話部	機能を満足できれば、各社の方式、規格値でもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
132	29	第4章 第1節 1. (6)サイレンパターン部 (イ)各部 仕様 ③	「吹鳴回数:99回以上繰り返し」とありますが、最大30回繰り返しでもよろしいでしょうか。	可とするが、番組の緊急繰り返しは99回以上とする。
133	29	第4章 第1節 1. (8)自動時刻整正部	時刻校正が行えれば、電波時計に限らず、GPSやFM波など各社の方式でもよろしいでしょうか。	可とする。
134	29	第4章 第1節 1. (9)監視制御部 (ア)子局監視部 ⑤	「停電累計時間」とありますが、蓄電池の動作状況を確認することが目的であれば、停電状態および蓄電池の電圧低下状態を監視することでお認め頂けませんか。	お見込みの通り。
135	29	第4章 第1節 1. (9)監視制御部 (オ)音声通話路 の仕様	機能を満足できれば、各社の方式、規格値でもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
136	29	第4章 第1節 1. (10)外部起動インターフェース部	既設J-ALERT自動起動装置と接続可能な仕様であればよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
137	31	第4章 第1節 1. (16)遠方監視制御部	機能を満足できれば、各社の方式、規格値でもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
138	32	第4章 第1節 1. (17)録音再生部	機能を満足できれば、各社の方式、規格値でもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
139	32	第4章 第1節 1. (18)文字伝送部 (イ)各部仕様 ④ファイル装置	「RAID1ホットスワップHDD」とありますが、文字伝送の機能を停止せずに、ハードディスクの交換が行えればよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
140	33	第4章 第1節 1. (19)自動プログラム送出装置 ウ. 録音制御部 (イ)録音媒体	「ハードディスク(二重化、ホットスワップ対応)」とありますが、自動プログラムの機能を停止せずに、ハードディスクの交換が行えればよろしいでしょうか。	お見込みの通り。

141	35	第4章 第1節 1. (25)防災サーバ装置 イ各部仕様	機能を満足できれば、各社の方式、規格値でもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
142	35	第4章 第1節 1. (26)デジタル無線送受信装置 エ. 表示操作部	機能を満足できれば、各社の方式、規格値でもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
143	36	第4章 第1節 1. (26)デジタル無線送受信装置 オ. サージアブソーバー	雷サージの入力源(アンテナ系および電源系)における耐雷設備での対応でもよろしいでしょうか。	仕様書通りとする。
144	36	第4章 第1節 1. (26)デジタル無線送受信装置 カ. 監視機能	装置内の部品構成は各社により異なり、障害監視項目も同様に異なります。日常的に運用を行うにあたり、各社で必要な監視項目を実装していればよろしいでしょうか。	運用に支障がなければ可とする。
145	38	第4章 第1節 1. (31)戸別受信機(モニター用) オ. その他 (ウ)等化器	「外部操作によるON/OFF選択可」とありますが、p42の戸別受信機項目では常時有効となっており、受信環境が変動するとモニター用も常時有効であればよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
146	39	第4章 第1節 3. (1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局) イ各部仕様 (キ)汎用外部機器接続部	本事業において接続先が無いものについては、将来外部機器接続時に拡張可能であればよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
147	39	第4章 第1節 3. (1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局) イ各部仕様 (コ)LED表示部および(サ)モニタLED部	より詳細な項目を確認できますので、LEDに限らず付属操作器による表示でもよろしいでしょうか。	可とする。
148	40	第4章 第1節 3. (2)外部接続箱(アンサーバック付子局) ア.外部接続箱 (イ)装置構成 ⑥LAN接続端子	保守用端末が接続可能であればよろしいでしょうか。	可とする。
149	40	第4章 第1節 3. (2)外部接続箱(アンサーバック付子局) ア.外部接続箱 (イ)装置構成 ⑧SPD部	仕様の細部は採用する製品により異なるため、クラスⅡ規格に準拠したものであればよろしいでしょうか。	可とする。
150	-	屋外送受信拡声子局装置の数量について	仕様書の機器構成及び工事費内訳書(詳細)の数量では54台ありますが工事費内訳書(表紙)や図面集システム構成図には55箇所新設とあります。どちらが正しいでしょうか。	庁舎の自局を含め55台となる。
151		仕様書P10 第3章 第1節 1. (2) (ア) ③操作画面は、タッチパネル方式とし、操作卓に実装されている機能の設定および運用を操作ガイダンスに基づく画面上へのタッチ入力でも容易に行なえるようにすること。 タッチパネルでは、アイコンの図柄を変えたり、OK、キャンセルの確認ウィンドウ表示されるなど、操作ガイダンスなしでも容易に操作できるよう構築しております。また補助操作部のボタンについては、LED表示による操作誘導機能を有しております。ご了承いただけますでしょうか。	操作性を考慮し、ガイダンス機能を有していれば可とする。	
152		仕様書P11 第3章 第1節 1. (3) (ア) 放送先は、緊急一括、一括、グループによる呼出数は、300グループ・300群以上可能であること。 弊社仕様では、100グループ・800群となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	緊急一括、一括、グループによる呼出数を合わせて600以上のグループ又は群での対応であれば可とする。	
153		仕様書P11 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (5) (イ)屋外拡声子局同士の複信通話 弊社では、子局同士での連絡通話を実施した際、他の子局が親局に連絡する回線がふさがれ、重要な通信が出来なくなる可能性があり、また相手先の不在の場合に混乱を招かぬよう、屋外拡声子局同士の通話はなく、通話先に相手がいる親局を対象としております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書の通りとする。	

154	仕様書P11 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (6) 自動サイレン音吹鳴パターンは10種類以上、繰返し回数は99回以上とし、各サイレン種別は任意に消防法に基づく吹鳴パターンの設定ができるようにすること。 弊社仕様は繰返し回数は30回ですが、ご了承いただけますでしょうか。	可とするが、番組の緊急繰返しは99回以上とする。
155	仕様書P12 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (9) (オ)屋外子局に接続した電話機と親局の電話機及び子局間で複信通話が可能なこと。 弊社では、子局同士での連絡通話を実施した際、他の子局が親局に連絡する回線がふさがれ、重要な通信が出来なくなる可能性があり、また相手先の不在の場合に混乱を招かぬよう、屋外拡声子局同士の通話はなく、通話先に相手がいる親局を対象としております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書の通りとする。
156	仕様書P12 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (13) (ア)電子地図を採用し、任意の値で拡大/縮小及びスクロール表示ができ、地図上の表示画面をそのまま印刷できること。 地図画面そのものの印刷機能は有しておりませんが、屋外拡声子局の監視情報や障害履歴等は印刷可能となっております。こちらの機能でご了承いただけますでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
157	仕様書P12 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (13) (イ)地図の表示は一目で分かるように、該当市町村及びそれぞれ行政区毎に色を変えて表示すること。 地図画面は行政区毎の色分けはしておりません。行政区毎の通報選択は予めグループ設定して容易に通報できますのでご了承いただけますでしょうか。	仕様書の通りとする。
158	仕様書P13 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (13) (エ)住所検索機能を有すること。 弊社の地図は、予め10パターンの表示地域をアイコンとして登録することができ、必要な地域を即座に表示することが可能となっております。こちらの機能でご了承いただけますでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
159	仕様書P13 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (13) (オ)親局設備、屋外拡声子局設備などの設置位置を地図上に表示し、表示色の変更や点滅動作等で子局の状態が把握できること。 子局の状態表示については、放送選択、放送中、アンサーバック、連絡通話等が可能となっております。また放送予告表示は地図ではなく操作卓のタッチパネル上に表示がされています。各項目の詳細な表示箇所については、受注後の協議でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
160	仕様書P13 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (13) (ク)屋外拡声子局の各スピーカーの音達方向、音達エリアが表示できること。 該当データを紙またはデータにて提出、またはPCに取り込んでおくことでご了承いただけますでしょうか。	PCに取り込む場合又は操作卓内で一元管理できれば可とする。
161	仕様書P13 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (13) (ケ)地図上またはPC画面において屋外拡声子局を選択することで、以下の子局情報閲覧ができること。 該当データを紙またはデータにて提出、またはPCに取り込んでおくことでご了承いただけますでしょうか。	PCに取り込む場合又は操作卓内で一元管理できれば可とする。
162	仕様書P13 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (13) (ス)屋外拡声子局のスピーカー出力・方向表示、および障害履歴管理(テキストデータ、画像)ができること。 該当データを紙またはデータにて提出、またはPCに取り込んでおくことでご了承いただけますでしょうか。	PCに取り込む場合又は操作卓内で一元管理できれば可とする。
163	仕様書P14 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (15) (エ)(オ)(カ)(キ)(ク)(ケ)(コ)(ス)(セ)(ソ) 弊社の装置は、録音機能は放送の自動録音、時報や分割放送2回目以降の録音除外設定などができ、応答機能は自動応答、操作説明メッセージ、放送時刻読み上げ、スキップ・バックなどの機能があり、応答履歴、システム履歴などの管理機能を有しております。録音保存件数20件、録音時間300分以上、接続回線数4回線実装最大8回線で、テレドーム回線にも対応可能です。詳細は受注後の協議でよろしいでしょうか。	可とする。 ただし、(ア)～(ウ)の項目は具備してください。
164	仕様書P15 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (16)(キ) 日集計及び月集計による連絡通話の録音件数、未確認件数及び録音時刻、通話相手、録音状態、録音時間等が確認でき、視聴や録音内容による分類設定、コメント入力ができること。 連絡通話については、着信一覧に着信時間および発呼元の子局名称等を表示することが可能となっております。ご了承いただけますでしょうか。	集計できれば可とする。
165	仕様書P15 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (16) (ク)情報配信通信記録 (前略)また、配信メディアの絞り込み表示も可能なこと。 一覧表示機能でご了承いただけますでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
166	仕様書P15 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (16)(ケ) 職員の業務負担やランニングコストの軽減を考慮して、屋外拡声子局及び戸別受信機のグループ、戸別等の選局番号書き換えが無線回線を介して容易にできるようにすること。 屋外拡声子局の書き換え結果の動作確認は現地でのテストが必須となるため、現地での設定変更としております。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。

167	仕様書P16 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (19) ア (ウ)時刻指定は、秒単位まで可能とし、期間及び曜日指定を設定できるようにすること。 弊社仕様では時刻指定単位は、00秒での分単位としており、時刻補正により00秒から放送が出来るように管理されております。ご了承いただけますでしょうか。	運用に支障がなければ可とする。
168	仕様書P16 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (19) イ (ア)放送番組は、毎日、曜日指定、期日指定の200プログラム以上登録できるようにすること。また、番組表は印字できること。 番組表については、画面上で確認が可能となっております。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
169	仕様書P16 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (19) エ (前略)また、放送中の画面においてテキスト配信するシステムごとの配信状況を画面表示できるようにすること。 配信結果については、一覧表示機能にてご確認いただけます。こちらの機能でご了承いただけますでしょうか。	可とする。
170	仕様書P17 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (20) オ. 地図表示盤に表示された地図を印刷できること。 弊社仕様では、地図画面そのものの印刷機能は有しておりませんが、ご了承いただけますでしょうか。	運用に支障のない場合は可とする。
171	仕様書P18 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (28) オ. (前略)連絡通話をおこなう際には、メモ等が取れるようにハンズフリーで通話ができること。 弊社仕様では、受話器での連絡通話となりますが、ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
172	仕様書P18 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (28) ス. 操作タッチパネルにより、最大100グループ以上のグループ放送ができること。なお、1グループあたりの呼出ID登録数は60までとする。また、全てのグループで60ID登録された場合は、登録できる最大グループ数を増やすことができること。 弊社仕様では、無線送受信装置本体からでも最大6グループでの選択呼出が可能となっております。なお、1グループあたり15IDまで登録可能となっております。ご了承いただけますでしょうか。	緊急一括、一括、グループによる呼出数を合わせて600以上のグループ又は群での対応であれば可とする。
173	仕様書P19 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (33) オ. BER測定値および電界強度値の同時表示により、最適な取り付け位置を特定できること。 弊社仕様では、同時には表示できませんが各々簡易な操作にて測定ができ、最適な取り付け位置が特定可能となっております。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
174	仕様書P19 第3章 第1節 1. 親局設備の仕様 (33) シ. 電池残量が少なくなった場合には、放送終了後に音声アラームにより電池交換を知らせること。「電池残量が少なくなっています。電池を交換してください。」 電池残量の低下については、LEDランプの点滅、警告音にて知らせることが可能です。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
175	仕様書P19 第3章 第1節 2. 遠隔制御設備 (1) カ. 通常運用時は、操作画面と地図画面から構成される2画面システム(1マウス操作)とし、災害対策室への持ち運び時の運用は、操作画面のみで構成される1画面システムとする。 ノートPC型の遠隔制御装置(高機能型)は、操作画面と地図画面の切替表示が可能な1画面システムとなっております。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
176	仕様書P19 第3章 第1節 2. 遠隔制御設備 (1) ク. 職員の業務負担やランニングコストの軽減を考慮して、屋外拡声子局及び戸別受信機のグループ、個別等の選局番号書き換えが無線回線を介して容易にできること。 屋外拡声子局の書き換え結果の動作確認は現地でのテストが必須となるため、現地での設定変更としております。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
177	仕様書P20 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (1) ウ. 切替操作により本装置内蔵のモニタスピーカーから放送内容を出力できること。モニタスピーカーへ出力する場合は、拡声スピーカーへは出力されないこと。 本機能については保守に関するものであり、スピーカーからの拡声をもって動作確認を行うため、モニタスピーカーは搭載していません。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書の通りとする。
178	仕様書P20 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (1) エ. 本装置へのマイク接続による自局拡声放送および子局内蔵の音声合成データ放送、上り下りの電子チャイム音および手動によるサイレン音の送出が簡便にできること。 屋外拡声子局そのものには、音声合成データは内蔵されておりましたが、チャイム、手動によるサイレン音の簡便な送出は可能となっております。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
179	仕様書P21 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (1) シ. 屋外拡声子局は音声出力検定機能を有し、屋外拡声子局本体のスピーカー出力(アンプ起動)および実際にスピーカー本体から放送が出力されたことを親局設備で確認できること。 子局の吹鳴監視はアンプ起動状態の確認で行います。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書通りとする。

180	仕様書P21 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (2) イ. (イ)音声出力検定結果 子局の吹鳴監視はアンプ起動状態の確認で行います。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書通りとする。
181	仕様書P21 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (3) ウ. 連絡通話用電話機で親局設備及び他の屋外拡声子局と複信通話ができること。 弊社では、子局同士での連絡通話を実施した際、他の子局が親局に連絡する回線がふさがれ、重要な通信が出来なくなる可能性があり、また相手先の不在の場合に混乱を招かぬよう、屋外拡声子局同士の通話はなく、通話先に相手がいる親局を対象としております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書通りとする。
182	仕様書P21 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (3) ウ. (前略)なお、呼出先については連絡通話用電話機から任意に30選択以上できること。 弊社仕様では、親局または遠隔制御装置で問題ないと考慮している為、10選択となっております。ご了承いただけますでしょうか。	仕様書通りとする。
183	仕様書P21 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (3) オ. (ア)再生スイッチの操作により、過去の録音内容を新しい順に再生できること。 屋外拡声子局の状態確認は現地での保守用端末での作業が必須となるため、録音機能は有しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
184	仕様書P21 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (3) オ. (イ)録音された放送内容を、装置内のモニタスピーカーによって、音で確認できること。 屋外拡声子局の状態確認は現地での保守用端末での作業が必須となるため、録音機能は有しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
185	仕様書P21 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (3) カ. スピーカーの設置時もしくは交換時においてスピーカーの調整を行うための固定メッセージを有し、試験スイッチの操作により、固定メッセージを出力できること。 スピーカーの試験調整については、保守要員等による人手での対応としております。ご了承いただけますでしょうか。	運用に支障がなければ可とする。
186	仕様書P21 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (3) キ. 水没対策として外部接続箱が水没した場合、屋外拡声子局から電氣的に切り離しできること。 外部接続箱が水没した場合、感電などが無いように安全対策が施されております。ご了承いただけますでしょうか。	機器の保護を目的としているため、支障がなければ可とする。
187	仕様書P21 第3章 第1節 4. 屋外拡声子局設備 (3) ク. (ア) (イ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク) 外部接続箱では、上下チャイム起動、手動サイレン起動、マイク音声出力、コールサイン起動等の局地放送と、連絡通話が可能となっております。その他の機能については保守用端末による現地での対応しており、モニタ機能については実装していません。ご了承いただけますでしょうか。	回答書で認めた内容以外は仕様書通りとする。
188	仕様書P23 第3章 第1節 5. 戸別受信機設備 (1) オ. BER測定値および電界強度値の同時表示により、最適な取り付け位置を特定できること。 弊社仕様では、同時には表示できませんが各々簡易な操作にて測定ができ、最適な取り付け位置が特定可能となっております。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
189	仕様書P23 第3章 第1節 5. 戸別受信機設備 (1) シ. 電池残量が少なくなった場合には、放送終了後に音声アラームにより電池交換を知らせること。「電池残量が少なくなっています。電池を交換してください。」 電池残量の低下については、LEDランプの点滅、警告音にて知らせることが可能です。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
190	仕様書P24 第3章 第1節 5. 戸別受信機設備 (3) ク. 商用電源の停電時は内蔵乾電池に自動的に切り替わり、電文表示:待機の比が5:55の使用条件で、単II型乾電池4本搭載時には本機本体で、72時間以上連続して使用できること。 弊社仕様では、商用電源の停電時には内蔵乾電池への自動切替が可能となっており、単II電池4本搭載により24時間以上連続使用が可能となっております。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
191	仕様書P29 第4章 第1節 同報系設備仕様 1. 親局設備 (6) (イ)各部仕様 ③吹鳴回数:99回以上繰り返し 弊社仕様は繰り返し回数は30回ですが、ご了承いただけますでしょうか。	可とするが、番組の緊急繰り返しは99回以上とする。
192	仕様書P29 第4章 第1節 同報系設備仕様 1. 親局設備 (9) (ア)子局監視部 (イ)子局制御部 子局の監視および制御については、異常が発生した場合には現地での対応となります。項目の詳細については受注後の協議でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。



193	仕様書P30 第4章 第1節 同報系設備仕様 1. 親局設備 (11) (イ)適用線路 LANによる通信でご了承いただけますでしょうか。	機能上支障がなければ可とする。
194	仕様書P35 第4章 第1節 同報系設備仕様 1. 親局設備 (25) イ. 各部仕様 (ア)インターフェース :2線式電話機インターフェース LANによる通信でご了承いただけますでしょうか。	機能上支障がなければ可とする。
195	仕様書P38 第4章 第1節 同報系設備仕様 1. 親局設備 (31) オ. (ウ)等化器 :外部操作によるON/OFF選択可 無線回線のマルチパス対策として遅延等化機能を内蔵で有しており運用される方にON/OFFを意識して頂く必要がございません。ご了承いただけますでしょうか。	機能上支障がなければ可とする。
196	仕様書P38 第4章 第1節 同報系設備仕様 1. 親局設備 (31) オ. (エ)BER値測定警報音送出機能を搭載すること 受信状態が悪化している場合には、LEDランプの点滅にて知らせることが可能です。ご了承いただけますでしょうか。	可とする。
197	仕様書P39 第4章 第1節 同報系設備仕様 3. 屋外拡声子局設備 (1) (キ)汎用外部機器接続部 通信が可能であれば、インターフェースにこだわらなくてもよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
198	仕様書P40 第4章 第1節 同報系設備仕様 3. 屋外拡声子局設備 (2) ア. (イ)装置構成 ③連絡通話装置 :テンキー入力により呼出選択20ch以上 選択方法は、テンキーにこだわらなくてもよろしいでしょうか。また、選択chは10chでご了承いただけますでしょうか。	仕様書の通りです。
199	仕様書P40 第4章 第1節 同報系設備仕様 3. 屋外拡声子局設備 (2) ア. (イ)装置構成 ⑥LAN接続端子 :1式(パソコン等接続用モジュラコネクタ) パソコンとの接続が弊社の場合、違うインターフェースとなっております。必ずしもLAN接続端子でなくともよろしいでしょうか。	可とする。
200	第5章 第4節 工事調査 5項の外壁のアスベスト調査を実施し、申請・報告を行うことと記載ありますが発見された場合は、変更契約の対象か発注者側で対策して頂けますでしょうか	工事に含む。
201	第5章 第7節 一般事項 13項 掘削工事は、事前に埋設物等の調査を十分に行い、監督員及び 庁舎管理者の承認を得てから行なうこと。 埋設物とは、公共インフラ(電気・ガス・水道・通信)の事と解釈して宜しいでしょうか。 また遺跡等が発見された場合については、発注者側費用にて調査を実施して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みの通り。
202	第5章 第7節 一般事項 14項 電力線引込及び専用線工事は、電力会社又はNTT との責任分界点から端末までを請負者が施工すること。 引込柱まで遠く、敷地内に中継用自営柱が必要になった場合は、変更契約の対象になりますでしょうか。	お見込みの通り。
203	数量内訳書にコア抜き(貫通)と記載がありますが、レントゲン費用については数量表に記載がないため、変更契約の対象で宜しいでしょうか。	レントゲン調査は不要。
204	第1章 第21節3項 保守点検について 保守点検の点検内容・回数等について、決まりがありましたらご教授願います。	本契約後に別途協議する。
205	<入札説明書>入札参加資格 ページ1:(5)電気通信工事の総合評定値(P)について 弊社は経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に変更があったことから、昨年10月に最新分の経営規模等評価結果通知書(入札書等受付期間最終日現在有効なもの)を提出し受理頂いております。最新期の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の電気通信工事の総合評定値(P)は本件の入札参加資格を満足する値であることから、入札参加資格は得られると考えておりますが、よろしいでしょうか。	お見込みの通り。

206	<p>&lt;入札説明書&gt;入札参加資格 ページ1:(6)③資格を有する担当技術者について          選択できる資格に(ウ)第一級陸上特殊無線技士(一陸特)が含まれております。この為、弊社では、資格の格付けが一陸特の上位にあたる第一級陸上無線技術士(一陸技)の資格を保有する担当技術者を配置することを考えております。上位格付けの資格を保有している為、配置予定技術者の役割は十分果たせるものと考えております。一陸技の資格を保有する技術者の配置についてご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>当該資格における操作の範囲を満たすその他の資格を有する者は、担当技術者として認める。</p>
207	<p>&lt;発注仕様書&gt;第2章 指定事項 ページ9:第6節 電波伝搬等の確認について          「必要に応じて電波伝搬の確認を行う」と記載がありますが、新設回線(デジタル同報波)の電波伝搬調査および回線設計は実施済みと考えてよろしいでしょうか。必要により電波伝搬調査や回線設計等の設計業務が新たに発生する場合は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>新設回線の電波伝搬調査及び回線設計は実施済みであるが、事業者が必要に応じて行う電波伝搬調査や回線設計の費用は本事業費に含むものとする。</p>
208	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ22:第1節 同報系システムについて          「4.屋外拡声子局設備(4)電源接続箱」について、オートリセットブレーカとSPDを搭載する様に表記されておりますが、P40の(2)外部接続箱(アンサーバック付子局用)では外部接続箱にオートリセットブレーカとSPDを搭載するように記載されております。どちらの接続箱にオートリセットブレーカとSPDを搭載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>電源接続箱・外部接続箱、いずれかの接続箱に搭載されていれば可とする。</p>
209	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ22:第1節 同報系システムについて          「4.屋外拡声子局設備(9)鋼管組立柱」について、「詳細は納入仕様書にて決定することとする」と表記されています。一方、工事費内訳書には「溶融亜鉛メッキ仕上げ」と記載されております。塗装を施す使用となった場合、塗装は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通り。</p>
210	<p>&lt;設計図面&gt;図面番号0-03:図名 システム構成図 新設について          「羽曳野市 防災行政無線システム デジタル同報系システム構成図 新設」について、羽曳野市別館と市役所支所間のNTT一般回線は、既設回線と考えてよろしいでしょうか。新たに回線を設ける為の申請は必要となりますでしょうか。</p>	<p>遠隔制御装置の仕様・機能を満たす回線を新設するものとする。</p>
211	<p>&lt;発注仕様書&gt;第5章 工事仕様 ページ48:第12節 仮設、移設及び撤去工事について          「撤去品のうち産業廃棄物として処理が必要なものは、監督員の指示に従うこと」と表記されていますが、保管を想定されている撤去品はありますか。あるいは、撤去品はすべて産業廃棄物処理と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通り。</p>
212	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ20:第1節 同報系システムについて          「4.屋外拡声子局設備」について、「屋外拡声子局設備は、設計図0-01に掲げる場所に設置するものとし」と表記されております。建築基準法により「高さ20メートルを超える建築物」には避雷設備の設置が必要とされております。本件の屋外拡声子局設備の設置にあたり、支柱高さが20m未満の場合は局は避雷針を設置しないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>設計図書の通りとする。</p>
213	<p>&lt;発注仕様書&gt;第1章 総則 ページ2:第7節 工事設計の認証          「特定無線設備のうち、屋外拡声子局については、電波法第38条の24第1項に基づく「工事設計の認証」を受けていることとする」とあります。当社の装置は、技術適合証明書を取得しており、免許申請上なら相違が有りませんので、技術適合証明書の取得を以ってご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>可とする。</p>
214	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ10:第1節 同報系システムについて          (2)入出力インターフェース部「(ア)操作機能 ⑤緊急放送や通常良く使用する放送内容については、ワンタッチボタンに登録し、操作卓初期画面上に配置することで、操作時間の短縮を図ることができるようにすること」とあります。当社の装置は、操作卓初期画面上にワンタッチボタンを設けておりませんが、ハードの操作部にワンタッチボタンを設けており、機能運用上、支障ないと考えております。本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>運用上支障がなければ可とする。</p>
215	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ11:第1節 同報系システムについて          (2)入出力インターフェース部「(イ) ⑥補助操作部は、システムの主要な稼働状況をLED表示すると共に操作画面に表示される主要操作キーを二重化して設置し、多目的に使用できるタッチパネルスイッチを一定個数以上備え付けるようにすること」とあります。当社の装置では、補助操作部はタッチパネルではなく、信頼性の高いハードの操作部に多目的用のワンタッチボタンを設けております。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>運用上支障がなければ可とする。</p>
216	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ11:第1節 同報系システムについて          (3)選択呼出制御部「(イ)タッチパネル(メイン・サブ)に予め一斉・グループを50個以上登録でき、スイッチの押下により放送先の設定ができるようにすること」とあります。当社の機器は、タッチパネル(メイン・サブ)の構成ではなく、タッチパネル操作部とハード操作部の構成としております。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>運用上支障がなければ可とする。</p>
217	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ12:第1節 同報系システムについて          (8)自動時刻整正部「定時通報・時報を正確に行うため、操作卓内部時計をJY日本標準時による長波受信により自動的に修正できるようにすること」とあります。FM放送での時刻修正でも宜しいでしょうか。</p>	<p>可とする。</p>
218	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ12:第1節 同報系システムについて          (10)外部起動インターフェース部 「既設J-ALERT 自動機動機の信号を本システムに接続するために、返還を可能とできるようにすること」とあります。既設J-ALERT 自動機動機とのI/Fは、消防庁発行の同報無線自動起動装置仕様 同報卓との接続仕様に基づいておりと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>I/Fについては開示できないが、機能実現のために設備の増強をすることは妨げないものとする。</p>

219	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ13:第1節 同報系システムについて  (13)地図表示部「(オ)親局設備、屋外拡声子局設備などの設置位置を地図上に表示し、表示色の変更や点滅動作等で子局の状態を把握できること。…⑥連絡通話使用中」とあります。当社の装置の地図表示部には、上述の⑥連絡通話使用中の表示を有していませんが、操作卓側で通話使用中の状態を把握することが出来ます。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	運用上支障がなければ可とする。
220	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ13:第1節 同報系システムについて  (13)地図表示部「(キ)屋外拡声子局からの通話要求及び動作表示ができること」となります。当社の装置の地図表示部には屋外拡声子局からの通話要求及び動作表示を把握することが出来ます。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	運用上支障がなければ可とする。
221	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ13:第1節 同報系システムについて  (13)地図表示部「(コ)操作卓の23インチLCD上でも地図表示させることができること」とあります。当社の装置は、操作卓23インチLCD上に地図の表示を行っておりませんが、別置きLCDに表示させております。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	運用上支障がなければ可とする。
222	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ13:第1節 同報系システムについて  (13)地図表示部「(シ)地図表示盤にて屋外拡声子局からの連絡通話に呼び出し時には、その対象子局を点灯させること」とあります。当社の装置の地図表示には、本機能を有していませんが、操作卓の表示部に表示することが出来ます。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	運用上支障がなければ可とする。
223	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ13:第1節 同報系システムについて  (13)地図表示部「(ス)屋外拡声子局のスピーカー出力・方向表示、および障害履歴監理(テキストデータ、画像)ができること」とあります。当社の装置の障害履歴は、操作卓で管理しております。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	(ス)の機能を満たす場合は可とする。
224	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ13:第1節 同報系システムについて  (13)地図表示部「(セ)地図上からマウス操作により自由に放送エリア範囲を指定することで放送エリア範囲内の子局を放送対象子局として選択することができること」とあります。当社の装置は、操作卓でのグループ設定による放送選択となっております。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
225	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ14:第1節 同報系システムについて  (15)電話自動応答装置「(ス)案内する放送内容がない場合に、再生するメッセージは回線毎に設定可能であり、操作卓からのテキスト入力により、自由に編集することができるようにすること」とあります。当社の装置は、専用のPCで電話応答装置にテキスト入力をおこないます。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
226	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ15:第1節 同報系システムについて  (16)遠方監視制御部「(ア)通信記録 無線放送の通信記録が日集計、月集計で放送実施件数や放送時間を確認でき、無線業務日誌や通信記録月集計の印刷ができるようにすること。また、カレンダー表示から指定日選択ができるようにすること」とあります。特定メーカの仕様と思われる。当社の装置は、カレンダー表示からの指定日選択の機能が有りませんが、ファイル選択での印刷は、可能です。機能運用上、遜色ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
227	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ15:第1節 同報系システムについて  (16)遠方監視制御部「(イ)障害記録、主要機器の障害記録が日集計、月集計で発生件数、発生日時、発生時刻、機器種別、障害内容、発生原因、対応状況などが確認でき、障害記録集計表の印刷ができるようにすること」とあります。当社の機器は、障害記録集計機能は有りませんが、障害履歴を残すことが出来、アウトプット(印刷)することが出来ます(日時、障害内容)。機能運用上、遜色ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
228	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ15:第1節 同報系システムについて  (16)遠方監視制御部「(ウ)親局監視 親局の無線部(現用機/予備機)、制御部(現用機/予備機)、電源部(現用部/予備機)及び直流電源装置、発動発電機動作状態等が確認できるようにすること」とあります。当社の装置は、親局構成が異なっており、制御部は現用/予備となっております。各メーカによって装置の設計・構造・構成が異なっており、二重化(冗長化)の考え方も異なります。当社の装置は、これまでの納入実績から信頼性を確保した設計になっていると考えております。信頼性について遜色ないと考えておりますので、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	仕様書通りとする。
229	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ15:第1節 同報系システムについて  (16)遠方監視制御部「(オ)親局監視…監視ログについても指定日選択により、表示・印刷ができるようにすること」とあります。当社の装置は、監視ログの指定日選択表示機能はありませんが、監視ログから指定日の監視状態を確認することが出来ます。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	運用に支障のない場合は可とする。
230	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ15:第1節 同報系システムについて  (16)遠方監視制御部「(ウ)子局監視 屋外拡声子局のアンサーバックきのうによる監視状態の確認及び再診断ができ、診断の進行状況を画面上で確認できるようにすること。また、障害が発生している子局のみの表示に切り替えることができること」とあります。当社の装置は、診断の進行状況表示及び障害発生子局のみへの切り替え機能は、有していませんが、再度手動によりアンサーバックを取得することで監視状態の確認を行うことが出来ます。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	仕様書通りとする。
231	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ15:第1節 同報系システムについて  (16)遠方監視制御部「(オ)操作卓監視 操作卓及び遠隔制御器、制御部、電源部などの状態監視ができるようにすること」とあります。状態監視は遠方監視制御部の基本機能に該当します。また、各メーカにより無線機の設計・構造が異なりますので、本機能は各メーカ標準の状態監視機能を以ってご了承頂きたいをお願いします。</p>	仕様書通りとする。

232	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ15:第1節 同報系システムについて  (16)遠方監視制御部「(キ)音声通話録音 日集計及び月集計による連絡通話の録音件数、未確認件数及び録音時刻、通話相手、録音状態、録音時間等が確認でき、視聴や録音内容による分類設定、コメント入力ができること」とあります。当社の装置の遠方監視制御部は、音声通話録音機能を有していませんが、双方向通話器に録音機能が有ります。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
233	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ15:第1節 同報系システムについて  (16)遠方監視制御部「(ク)情報配信通信記録 登録制メール等の情報配信の連動をおこなった通信記録(タイトル、放送日時、配信メディア、放送結果、結果詳細)が一覧表示で確認できるようにすること。また、配信メディアの絞込み表示も可能なこと。一覧表示から選択することで通信記録の詳細情報が表示でき、配信内容の編集及び配信操作がおこなえるようにすること」とあります。当社の装置は、防災サーバ装置で情報配信通信記録を表示しており、機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	運用上支障がなければ可とする。
234	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ16:第1節 同報系システムについて  (16)遠方監視制御部「(ケ)その他 職員の業務負担やランニングコストの軽減を考慮して、屋外拡声子局及び戸別受信機のグループ、個別等の選局番号書き換えが無線回線を介して容易に出来るようにすること」とあります。特定メーカーの使用と思われます。当社の機器では、グループ番号のみ無線回線を介して書き換えが可能です。個別等の選局番号の書き換えは、保守用端末で可能であることから、運用上、そんな色ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
235	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ16:第1節 同報系システムについて  (19)自動プログラム送出装置「ア.プログラム編集(オ)番組時刻、日時、地区、名称等の設定すべてをタッチパネルにて行えるようにすること」とあります。当社の装置は、自動プログラム送出装置の設定すべてをタッチパネルで設定する操作としておりません。一部の設定がタッチパネル以外のキーボードを使用した入力設定となります。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	運用上支障がなければ可とする。
236	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ16:第1節 同報系システムについて  (19)自動プログラム送出装置「ウ.再通報制御機能 自動プログラム送出装置による自動放送及びアンサーバック監視の結果、無線回線ノイズや他局からの混信等に起因して、通報監視結果が不成立となった場合は、自動的に当該局に対して再通報制御ができるようにすること」とあります。当社の装置は、本機能を搭載していません(無線回線ノイズや他局からの混信等、不安定な通信状態に起因した通報不成立時に当該機能を繰り返し使用すると、遅延放送による住民の混乱が想定される為です)。手動での再通報制御機能を有しておりますので、運用上、遜色ないと考えております。本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	運用上支障がなければ可とする。
237	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ17:第1節 同報系システムについて  (20)自動通信記録装置「カ.監視ログ結果を印刷できること。(ア)親局/中継局監視ログ、(イ)子局監視ログ、(ウ)操作卓動作ログ、(エ)操作卓通信ログ(ウ)操作卓動作ログ機能は有りませんが、リアルタイムでの状態監視は実施しており、画面上で状態監視を行うことが出来ます。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	仕様書の通りとする。
238	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ17:第1節 同報系システムについて  (27)防災サーバ装置「ア.既設ホームページサーバと連携して防災情報をホームページ上にテキスト情報にてアップロードできること」とあります。既設ホームページサーバ側の改修(改修費)は、本発注に含まれないと考えて宜しいでしょうか。既設ホームページサーバ側の改修が本工事で必要な場合は、既設ホームページサーバの納入業者(改修業者)をご教示ください。</p>	本契約後に別途協議する。
239	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ18:第1節 同報系システムについて  (28)デジタル無線送受信装置「イ.システムの冗長化を図るため、装置に收容されている無線部、制御音声部、高周波増幅部及び電源部はそれぞれ現用・予備の2台を備えており、生涯が発生した場合は自動的に予備系に切替えること」とあります。各メーカーによって装置設計・構造・構成が異なっており、二重化(冗長化)の考え方も異なります。当社の装置は、無線部を二重化しており、これまでの納入実績から信頼性を確保した設計になっていると考えております。信頼性について遜色ないと考えておりますので、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	仕様書通りとする。
240	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ18:第1節 同報系システムについて  (28)デジタル無線送受信装置「オ.操作表示部(タッチ操作機能付5インチ以上液晶表示画面)を装備し、操作卓等の故障の際には本装置より屋外拡声子局設備との連絡通話や緊急一括、一括、グループ、個別等の放送を行うことができること」とあります。操作表示部(タッチ操作機能付5インチ以上液晶表示画面)は、特定メーカーの仕様と思われます。タッチ操作機能付5インチ以上液晶表示画面が無くとも、代替として、信頼性の高いハードボタン等で構成した呼出し機能を搭載出来れば、運用上、支障はないと考えております。本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
241	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ18:第1節 同報系システムについて  (28)デジタル無線送受信装置「オ.操作表示部...連絡通話をおこなう際には、メモ等が取れるようにハンズフリーで通話ができること」とあります。特定メーカーの使用と思われます。当社の装置は、ハンズフリー機能を有していませんが、当該機能が無い場合でも運用に支障はないと考えられます。当社使用でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
242	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ18:第1節 同報系システムについて  (28)デジタル無線送受信装置「カ.操作表示部からの操作により、受信データを出し、BER測定がおこなえること。測定結果は、操作表示部に表示できること」とあります。当社の装置は、保守用端末での確認となります。運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
243	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ19:第1節 同報系システムについて  (33)戸別受信機(モニター用)「ウ.蓄積放送については、放送内容の録音動作のみを行い、音声放送は行わないこととし、親局からの再生放送指示により、蓄積された放送内容を再生することができること。また、親局からの蓄積消去指示により、蓄積された放送内容を消去することができること」とあります。特定メーカーの仕様と思われます。当社の装置は、録音再生機能を有しており、蓄積された放送内容を再生することが出来る為、運用上、支障はないと考えております。当社使用でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
244	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ19:第1節 同報系システムについて  (1)遠隔制御装置(高性能型)「ア.ノートPCまたは卓上型操作部とし、音声通報を含む全ての操作卓の機能が操作できること」とあります。各メーカーによって設計・構造・構成が異なります。当社の装置は、操作卓と機能・優先順位等の設計が異なるため、基本機能は有しておりますが、操作卓の全ての機能は有していません。基本的な音声通報、自動放送設定監視制御、音声合成機能は有しておりますので、運用上、支障は無いものと考えております。本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。

245	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ19:第1節 同報系システムについて</p> <p>(1)遠隔制御装置(高性能型)「イ。操作卓と統一した操作となるように操作卓と同一画面・操作で運用できること。また、手動サイレンの吹鳴においても、操作卓と同様に、モニタ音声及び吹鳴時間の表示により、吹鳴状況を確認しながら吹鳴時間の調整ができること」とあります。各メーカーによって設計・構造が異なります。当社の装置は、操作卓と設計が異なる為、操作画面、操作方法は全く同一ではありません。また、手動サイレンの吹鳴時間は表示していませんが、吹鳴時間の調整は可能です。運用上、支障はないと考えますので、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
246	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ19:第1節 同報系システムについて</p> <p>(1)遠隔制御装置(高性能型)「エ。操作卓と同等機能による音声・音声合成・テキストの番組登録・編集ができること。登録・編集した番組及び音声データはシステム共有ができ、操作卓側でも編集や音源の活用が可能なこと」とあります。遠隔補助端末で予約した内容は卓で閲覧、試験、削除は可能ですが、変更までは行えません。但し、運用上、支障はないと考えますので、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	仕様書の通りとする。
247	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ19:第1節 同報系システムについて</p> <p>(1)遠隔制御装置(高性能型)「イ。通常運用時は、操作画面と地図画面から構成される 2 画面システム(1マウス操作)とし、災害対策室等へ持ち運び時の運用は、操作画面のみで構成される 1 画面システムとする。ただし、画面切替えにより、地図画面の閲覧・操作も行えること」とあります。特定メーカーの仕様と思われる。操作画面と地図画面は独立した構成とした場合でも、運用上、支障はないと考えられますので、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
248	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ20:第1節 同報系システムについて</p> <p>(1)遠隔制御装置(高性能型)「ク。職員の業務負担やランニングコストの軽減を考慮して、屋外拡声子局及び戸別受信機のグループ、個別等の選局番号書き換えが無線回線を介して容易にできること。書き換えたデータはシステム共有ができ、操作卓側のデータにも映されること」とあります。当社の装置では本機能を有していません。操作卓側で無線回線を介したグループ変更は可能であることから、運用上、支障はないと考えます。当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
249	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ20:第1節 同報系システムについて</p> <p>(1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局)「ア。送受信部(アンサーバック付子局)、被選択呼出部、音声増幅部、電源部を実装し、耐蝕性、防水性を考慮したステンレス製の屋外設置用の筐体に收容され、降雨時の操作や保守点検を考慮したポリカーボネートカバー付の震動に強い装置であること」とあります。当社の装置は、ポリカーボネートカバー付ではありませんが、これまでの納入実績から耐環境性は問題ないと考えております。運用上、支障はないと考えますので、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	基本は、ポリカーボネートカバーとする。 ただし、同等以上の性能を有するものは可とする。
250	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ20:第1節 同報系システムについて</p> <p>(1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局)「エ。本装置へのマイク接続による自局拡声放送および子局内蔵の音声合成データ放送、上り下りの電子チャイム音および手動によるサイレン音の送出が簡便にできること」とあります。子局内蔵の音声合成データ放送機能は有していませんが、録音機能は有しておりますので親局からの音声合成で作成した音声は再生可能です。運用上、支障はないと考えますので、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
251	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ20:第1節 同報系システムについて</p> <p>(1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局)「カ。バッテリー保護のため経年経過等による電圧低下(20V以下)になった場合、過放電防止のため自動的にバッテリー接続断となること」とあります。各メーカーにより、過放電電圧が異なりますので、機能を満足すれば、各メーカーの使用で宜しいでしょうか。</p>	可とする。
252	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ21:第1節 同報系システムについて</p> <p>(1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局)「シ。屋外拡声子局は音声出力検出機能を有し、屋外拡声子局本体のスピーカー出力(アンプ起動)および実際にスピーカー本体から放送が出力されたことを親局設備で確認できること」とあります。当社の装置は、アンプ起動を検出することで、放送が出力されたことを親局設備で確認しております。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	仕様書通りとする。
253	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ21:第1節 同報系システムについて</p> <p>(2)アンサーバック付子局装置は、次の機能を装備していること。…イ。親局設備からの呼出し信号に対する自局動作状況の応答機能。(ア)アンプ起動、(イ)音声出力検定結果」とあります。当社の装置は、(ア)アンプ起動検出を(イ)の音声出力検定結果としております。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	仕様書通りとする。
254	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ21:第1節 同報系システムについて</p> <p>(3)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「オ。子御局試験機能(ア)再生スイッチの操作により、過去の録音内容を新しい順に再生できること、(イ)録音された放送内容を、装置内のモニタスピーカーによって、音で確認できること」とあります。屋外子局本体に録音再生機能を有しておりますので、外部接続箱側には、本仕様は無くても宜しいでしょうか。</p>	可とする。
255	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ21:第1節 同報系システムについて</p> <p>(3)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「カ。音達試験機能 スピーカーの設置時もしくは交換時においてスピーカーの調整を行うための固定メッセージを有し、試験スイッチの操作により、固定メッセージを出力できること」とあります。当社の装置は本機能を有していませんが、操作卓からの固定メッセージの放送で確認可能です。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
256	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ21:第1節 同報系システムについて</p> <p>(3)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「ク。連絡通話用ハンドセットから下記操作が行えることで、操作の簡略化が図れること。(ア)システム再起動、(イ)局地放送 出力レベルをハンドセット操作で変更できること。①上下チャイム起動、②手動サイレン起動、③マイク音声出力、④サイレントパターン連動、⑤コールサイン起動」とあります。当社の装置は、連絡通話用ハンドセットからの操作でなく、外部接続箱側で①②③④、屋外本体側で(ア)及び(イ)③が可能となっております。機能運用上、支障ないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
257	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ21:第1節 同報系システムについて</p> <p>(3)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「ク。連絡通話用ハンドセットから下記操作が行えることで、操作の簡略化が図れること。(ア)システム再起動、(イ)局地放送出力レベルをハンドセット操作で変更できること。…⑤コールサイン起動」とあります。当社の装置は⑤の機能がありませんが、コールサインは、発話して頂く方法をとることで代替可能であり、運用上、支障はないと考えております。当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	回答書で認めた内容以外は仕様書通りとする。

258	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ22:第1節 同報系システムについて  (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「(エ)モニタ機能①受信放送モニタ②録音放送の再生音鳴動(録音リストから任意選択できること)」とあります。屋外子局本体にモニタ機能を有しておりますので、外部接続箱には本仕様は無くても宜しいでしょうか。また、②録音放送の再生音鳴動(録音リストから任意選択ができること)は特定メーカーの仕様と思われまます。本機能が無くとも運用上、支障はないと考えております。当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>回答書で認めた内容以外は仕様書通りとする。</p>
259	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ22:第1節 同報系システムについて  (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「(オ)状態表示①受信電界強度表示②受信品質状況表示(優・良・可の3段階表示が可能なこと)③使用スロット表示」とあります。当社の装置は、屋外子局側のLEDによる受信電界強度、受信品質及び屋外子局に保守端末を接続することで使用スロット確認が可能です。機能運用上、支障はないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>可とする。</p>
260	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ22:第1節 同報系システムについて  (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「(カ)設定変更 ①スピーカー毎の音量調節制御、②ID 書き換え、③サイレンパターン設定」とあります。当社の装置は、屋外子局側での調整及び屋外子局に保守端末を接続することで設定が可能です。機能運用上、支障はないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>可とする。</p>
261	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ22:第1節 同報系システムについて  (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「(キ)履歴表示 ①アラーム等内部状態表示、②着信放送受信日時表示(最新の着信放送を一定件数以上)」とあります。当社装置は、屋外子局に保守端末を接続することで確認が可能です。機能運用上、支障はないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>可とする。</p>
262	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ22:第1節 同報系システムについて  (3)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「(ク)現地調整 ①BER・受信設定・表示、②電界強度表示、③電波送信」とあります。当社装置は、屋外子局本体及び屋外子局に保守端末を接続することで確認・設定が可能です。機能運用上、支障はないと考えておりますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>可とする。</p>
263	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ22:第1節 同報系システムについて  (5)増幅器「スピーカーの増設箇所に設置し、総出力は240Wとする。なお、その場合でも非常用電源は72時間以上確保すること」とあります。当社装置は、屋外子局の中に本装置を実装し、同一筐体で機能を実現する構造となっております。仕様を満たすことが出来ますので、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>機能上支障がなければ可とする。</p>
264	<p>&lt;発注仕様書&gt;第3章 機能仕様 ページ23:第1節 同報系システムについて  (1)戸別受信機「イ.緊急一括放送、一括放送、グループ放送、個別放送、蓄積放送に対応できること」とあります。当社の装置は、蓄積放送に対応してはおりませんが、録音再生機能を有しており、蓄積された放送内容を再生することが出来ます。運用上、支障はないと考えますので、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>可とする。</p>
265	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ27:第1節 同報設備仕様について  1.親局設備「(2)入出力インターフェース部(イ)COM ボード部 ①LED表示項目、②操作キー、③音源調整キー、④装置仕様」の記載があります。本装置は親局設備の基本部(基本機能)に該当し、各メーカー毎に装置仕様が異なります。この為、装置仕様は各メーカーの標準仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>機能実現できるものについては、可とする。</p>
266	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ28:第1節 同報設備仕様について  (2)入出力インターフェース部「④装置仕様」に下記の記載があります。  ・外形寸法 : 本装置の構造、形状、寸法、重量等は納入仕様書による  ・入力電源電圧 : DC-48V±10%(プラス接地) : AC100V±10%, 50Hz/60Hz  当社の装置は入力電源電圧がDC+13.8Vとなっております。電源部は各メーカー毎に仕様が異なるものであり、機能運用上、支障はないと考えられる為、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>可とする。</p>
267	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ28:第1節 同報設備仕様について  (3)選択呼出し制御部「(ア)信号の種類と選択数 ②放送制御種別信号」に「サイレン緊急一括」とあります。サイレン緊急一括とは、音量4でのサイレン放送と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>自動サイレンパターンによる緊急一括放送を意味する。</p>
268	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ29:第1節 同報設備仕様について  (9)監視制御部「(ア)子局監視部 ④送信機出力低下」とあります。当社の装置は、子局の故障状況を、一括障害として監視しております。機能運用上、支障はないと考えられる為、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>可とする。</p>
269	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ30:第1節 同報設備仕様について  (14)音声合成部「(イ)各部仕様 ③接続方式 : 10/100BASE-Tによるネットワーク接続」とあります。当社の音声合成は、卓へ内蔵しているため10/100BASE-Tによるネットワーク接続ではありません。機能運用上、支障はないと考えられる為、本仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>可とする。</p>
270	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ31:第1節 同報設備仕様について  (16)遠方監視制御部「(ア)通信仕様 ①伝送方式、②送信回数、③誤り訂正符号 (イ)遠方監視制御 ①入力条件、②出力条件、③S/N 比」とあります。本装置は親局設備の基本部(基本機能)に該当し、各メーカー毎に、装置仕様が異なります。この為、装置仕様は各メーカーの標準仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	<p>機能実現できるものについては、可とする。</p>

271	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ32:第1節 同報設備仕様について  (17)録音再生部「(ア)アナログ出力 :アンバランス出力(CD/DVD/GOMON)RCA(イ)出力インピーダンス :200Ω、(ウ)電源 :AC:100V 50/60Hz、(エ)消費電力:4W 以下(AC 動作時)」とあります。本装置は親局設備の基本部(基本機能)に該当し、各メーカー毎に装置仕様が異なります。この為、装置仕様は各メーカーの標準仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	機能実現できるものについては、可とする。
272	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ35:第1節 同報設備仕様について  (19)自動プログラム送出装置「ア. 装置仕様 イ. 各部仕様 ウ. 録音制御部」とあります。本装置は親局設備の基本部(基本機能)に該当し、各メーカー毎に装置仕様が異なります。この為、装置仕様は各メーカーの標準仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	機能実現できるものについては、可とする。
273	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ35:第1節 同報設備仕様について  (25)防災サーバ装置「ア. 装置仕様外形寸法 :本装置の構造、形状、寸法、重量等は納入仕様書による。イ. 各部仕様(ア)インターフェース:  2 線式電話機インターフェース(イ)送出ダイヤルパルス :DP、PB(ウ)電話機直流抵抗 :286Ω/20Ma」とあります。本装置は親局設備の基本部(基本機能)に該当し、各メーカー毎に仕様が異なります。この為、装置仕様は各メーカーの標準仕様でご了承頂きたいをお願いします。  また、ア) の外部接続インタフェースの接続先をご教示ください。</p>	機能実現できるものについては、可とする。 ただし、ア)については、本契約後に別途指示する。
274	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ35:第1節 同報設備仕様について  (26)デジタル無線送受信装置「エ. 表示操作部(ア)液晶ディスプレイ:5インチ以上タッチ画面操作ができること、(イ)スピーカー:インピーダンス8Ω、最大出力 2W、(ウ)プザー :音圧レベル 70dB 以上」とあります。本装置は親局設備の基本部(基本機能)に該当し、各メーカー毎に装置仕様が異なります。この為、装置仕様は各メーカーの標準仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	機能実現できるものについては、可とする。
275	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ36:第1節 同報設備仕様について  (26)デジタル無線送受信装置「(イ)制御音声部 ①システム異常、②CPU ヘルスチェック異常、③コンフィグ異常(ウ)高周波増幅 ①送信出力低下異常、②過大送信出力異常、③温度異常、④反射異常(エ)電源部 ①電圧異常、②接続断異常(オ)FAN部 ①FAN 回転数低下異常、②接続断異常」とあります。本装置は親局設備の基本部(基本機能)に該当し、各メーカー毎に装置仕様が異なります。この為、装置仕様は各メーカーの標準仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	機能実現できるものについては、可とする。
276	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ38:第1節 同報設備仕様について  (1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局)「ア. 装置仕様 (ア)外形寸法 :本装置の形状、寸法、質量等は納入仕様書による。  (イ)材質:ポリカーボネートカバー付き、ステンレス製で放熱性、耐水性の構造とします」とあります。当社の装置は、ポリカーボネートカバー付ではありませんが、これまでの納入実績から耐環境性は問題ないと考えております。運用上、支障はないと考えますので、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	基本は、ポリカーボネートカバーとする。 ただし、同等以上の性能を有するものは可とする。
277	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ39:第1節 同報設備仕様について  (1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局)「(イ)汎用外部機器接続部①アナログ音声入出力、②接点入出力、③RS232C、④LAN インターフェース」とあります。各メーカーの仕様に応じ、運用で使用するインターフェースを設けることでよろしいでしょうか。</p>	可とする。
278	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ39:第1節 同報設備仕様について  (1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局)「(イ)電源部 ②出力電圧:DC24V±10%」とあります。当社の仕様はDC13.8Vです。電源仕様は各メーカー毎に仕様が異なるものです。機能運用上、支障はないと考えられる為、当社仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	可とする。
279	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ39:第1節 同報設備仕様について  (1)屋外送受信拡声子局装置(アンサーバック付子局)「(ロ)LED表示部 ①アラーム:装置異常有無、②放送中:放送受信有無、③通話中:連絡通話使用有無、④同期:受信同期パターン検出・未検出、⑤送信:送信有無⑥AC:AC 入力有無とあります。LED表示項目は子局装置の基本部(基本機能)に該当し、各メーカー毎に装置仕様が異なります。この為、装置仕様は各メーカーの標準仕様でご了承頂きたいをお願いします。</p>	機能実現できるものについては、可とする。
280	<p>&lt;発注仕様書&gt;第4章 設備仕様 ページ40:第1節 同報設備仕様について  (2)外部接続箱(アンサーバック付子局用)「⑥LAN接続端子:1式(パソコン等接続用モジュロコネクタ)」とあります。運用で使用する場合に、インターフェースを設けることでよろしいでしょうか。</p>	可とする。
281	<p>&lt;発注仕様書&gt;第1章 総則 ページ2:第6節 既設の概要について  1. 親局設備 「補助事業の財産処分制限から基本は既設親卓を利用できるように改修又は流用し上記機能を実現することとし、機能実現のため別設備を設けることは妨げないこととする」とあります。当社は既設親卓と新卓を併設運用し、最終的に既設親卓を撤去する更新を検討しております。仕様に沿って、別設備を設ける考え方にに基づき工事を進めますので、ご了承頂きたいをお願いします。</p>	財産処分制限から、既設親卓の撤去は不可とする。 ただし、平成34年4月以降は撤去可とする。
282	<p>&lt;発注仕様書&gt;第5章 工事仕様 ページ46:第8節 基礎工事について  「2. 基礎設置部の地耐力は5t/㎡以上を目安とし、軟弱地層に設置しなければならない場合は既設基礎又は既設建物基礎を利用して強度を確保するか、または基礎の設置の設置面積を大きく広げて必要な強度を確保する等の対策を実施すること」とあります。設置位置の地耐力調査は実施済みでしょうか。地耐力調査が必要となる場合、その調査は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	本工事に含む。
283	<p>&lt;発注仕様書&gt;第5章 工事仕様 ページ47:第10節 機器の設置工事について  「9. 空中線柱等の設置に当たっては、基礎及び柱体の強度計算を行い、了承を得ること」とあります。強度検討を行うに際し、実施設計時の強度検討書を開示頂くことは可能でしょうか。</p>	可能である。

284	<p>&lt;特記事項&gt;別添1 データ提出用光磁気ディスク(CD-R)について 光磁気ディスクのフォーマット形式やラベルの項目について記載はありますが、電子納品要領がある場合は、当該要領をご指示頂きたいをお願いします。</p>	本契約後に別途指示する。
-----	--	--------------